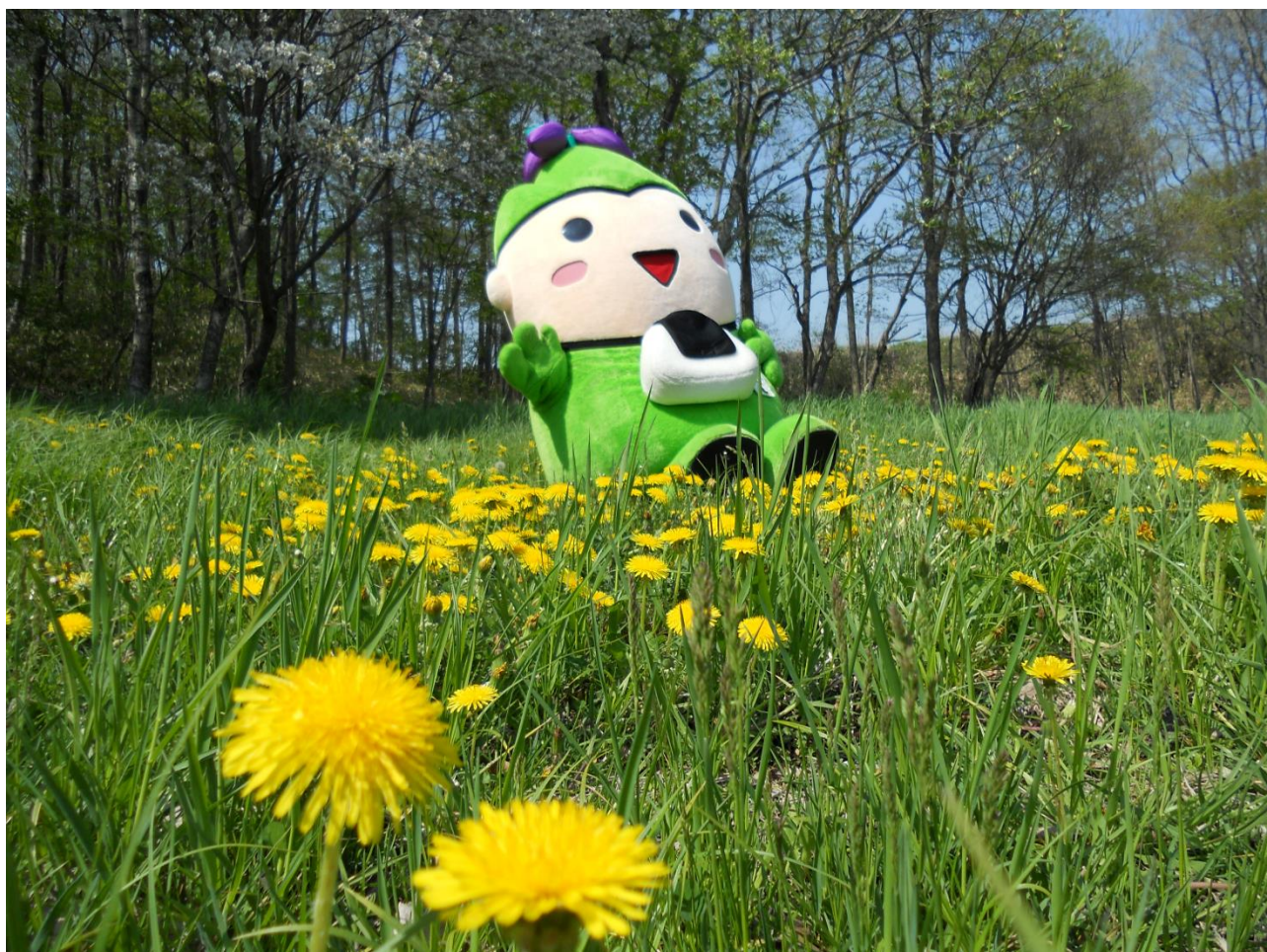


第3期 厚真町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制.....	4
(1) 子ども・子育て会議での審議	4
(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 厚真町の子ども・子育て家庭を取り巻く環境	5
1 厚真町の現状	5
(1) 人口の推移	5
(2) 世帯の状況	6
(3) 人口動態（資料：厚労省・人口動態統計）	6
(4) 出生の状況	7
(5) 婚姻・離婚の状況.....	8
(6) 就労の状況	9
2 教育・保育施設の状況	10
(1) 全体の利用児童数の推移.....	10
(2) 認定こども園（教育標準時間）の利用状況.....	10
(3) 認定こども園（保育所型）の利用状況.....	11
(4) 認可外保育施設の利用状況	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）	12
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）	12
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	13
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	13
(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支 援に資する事業	13
(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	13
(7) 一時預かり事業	14
(8) 病児保育事業（病後児保育）	14
(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	14
(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）	14
4 アンケートの結果概要	15
(1) 調査の目的	15
(2) 調査対象・配布・回収状況	15
(3) アンケートの結果概要の見方	15
テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要	16
＜就学前児童の保護者＞	19
テーマ2 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について.....	25
テーマ3 アンケートの結果からみた妊娠・出産に関する課題について	28
テーマ4 子育ての相談先・相談相手について.....	32
●子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題.....	38

【参考】子ども（中学生）の意見.....	41
(1) 意見聴取の概要.....	41
(2) 意見の内容.....	41
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	43
3 施策体系.....	44
第4章 施策の展開.....	45
1 子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実.....	45
(1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり.....	45
(2) 子どもと母親の健康づくり.....	46
2 安心して子どもを生み育てられる支援の充実.....	49
(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり.....	49
(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり.....	50
3 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実.....	51
(1) 子育てを支援する地域づくり.....	51
(2) 安全で安心な生活環境づくり.....	52
第5章 量の見込みと提供体制の確保方策.....	53
1 提供区域の設定.....	53
(1) 教育・保育提供区域.....	53
(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定.....	54
2 子どもの数の推計.....	55
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	56
(1) 量の見込み.....	56
(2) 提供体制の確保と実施時期.....	57
4 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策.....	59
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	60
(1) 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）.....	60
(2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）.....	61
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	62
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	63
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	63
(6) 養育支援訪問事業.....	64
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）.....	65
(8) 一時預かり事業.....	65
(9) 病児保育事業（病後児保育）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）... ..	66
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、（就学後児童を含む））.....	66
(11) 妊婦健康診査事業.....	66
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）.....	67
(13) 多様な主体が参加することを促進するための事業.....	67
(14) 産後ケア事業.....	67
(15) 子育て世帯訪問支援事業.....	68
(16) 児童育成支援拠点事業.....	68
(17) 親子関係形成支援事業.....	68
6 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）.....	69
7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について.....	69

8 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	69
第6章 計画の推進体制	70
1 関係機関等との連携及び役割.....	70
(1) 行政の役割	71
(2) 家庭の役割	71
(3) 地域・各種団体の役割.....	71
(4) 企業・職場の役割.....	71
2 計画の達成状況の点検・評価.....	72
資料編	73
資料1 用語解説	73

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、わが国においては、少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。また、少子高齢化の進行により、人口構造が変化し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。これらの子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました。

厚真町でも、これまで「厚真町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～令和元年度）、「厚真町第2期子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）に基づき、子育てに係る各種事業を展開してきました。

子ども・子育てをめぐるのは、近年の社会情勢に対応し、児童へのさらなるきめ細かな取り組みが求められており、子ども・子育て支援を、質・量ともに充実させるとともに、家庭、職域、地域など、社会全体で子ども・子育て支援への理解を深め、協働してそれぞれの役割を果たすことが必要となっています。

本計画は、様々な取組を通して、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、「第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）として策定します。

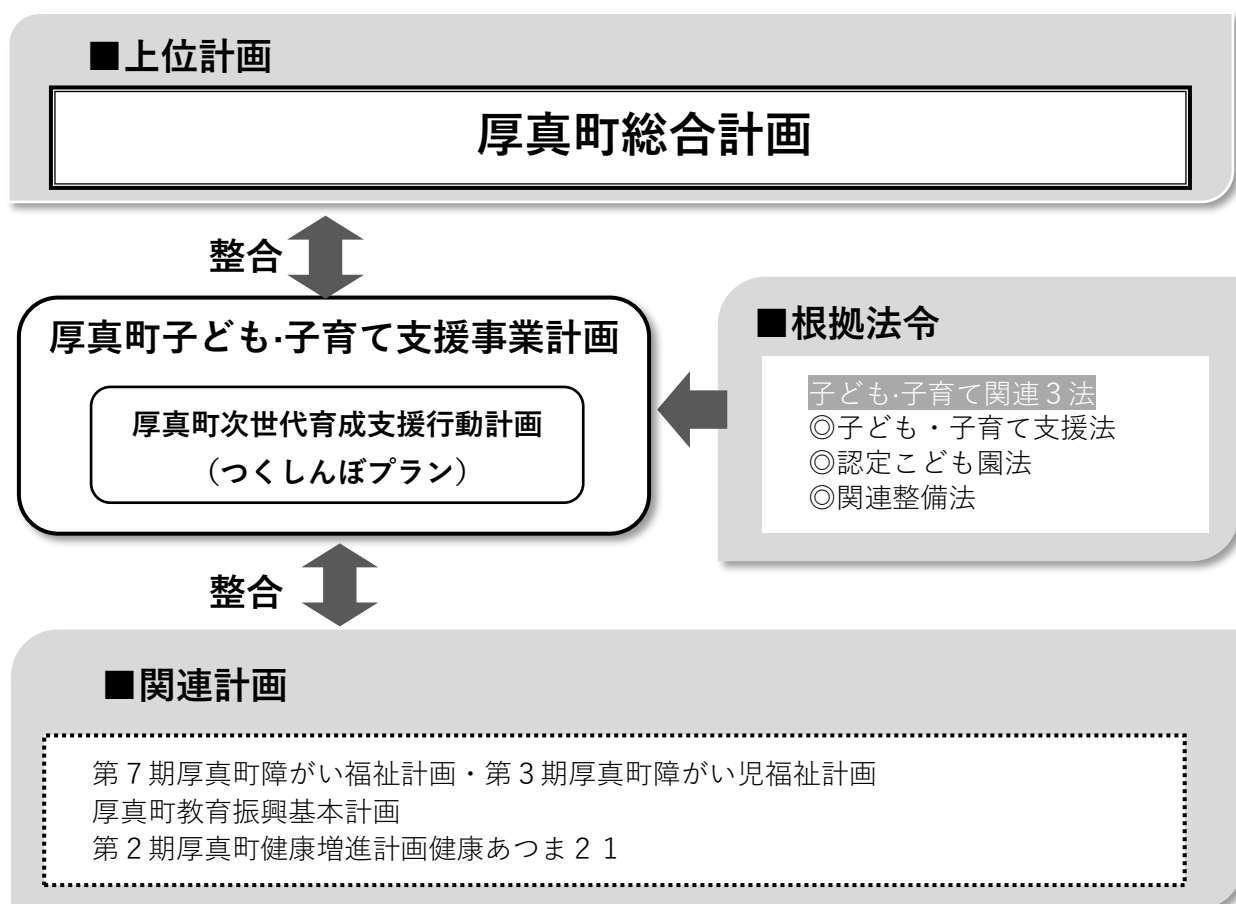
2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、厚真町の子どもと子育て家庭を対象として、厚真町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みに沿って、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組の子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

また、「厚真町次世代育成支援行動計画（つくしんぼプラン）」を本計画の中で一体的に策定して継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。



3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期計画推進期間					第3期計画推進期間					次期
				見直し 年度					見直し 年度	

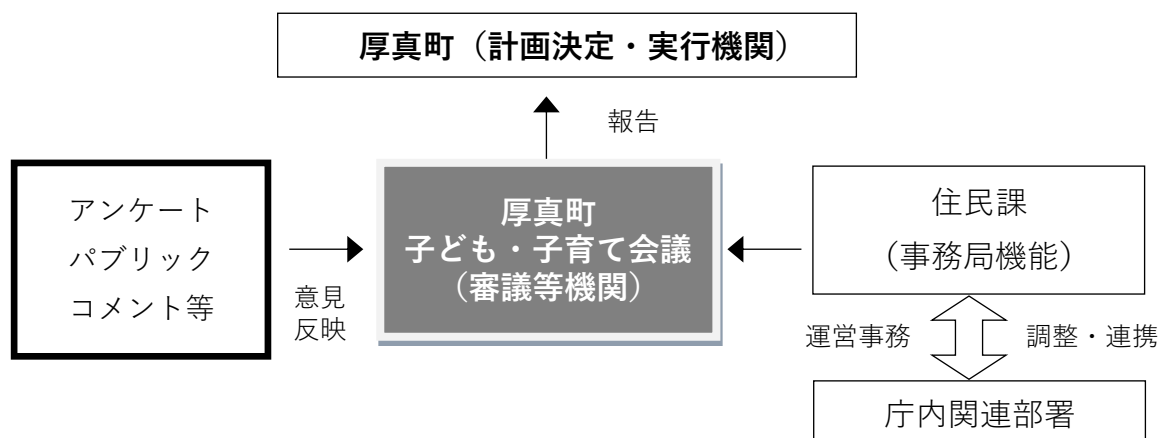
4 計画の対象

本計画の支援の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議での審議

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に設置が定められている「厚真町子ども・子育て会議」（以下、「子ども・子育て会議」という。）において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議・検討・審議を行いました。



(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

主に次の2点を把握するため、下記の通り子ども・子育てに関するアンケート（以下「アンケート」という。）を実施しました。

- ア 就学前及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童の保護者	134 票	94 票	70.1%
	小学生児童の保護者	170 票	105 票	61.8%
対象者の抽出方法	令和6年5月31日現在、厚真町住民基本台帳に登録されている就学前児童及び小学生児童が属する世帯			
調査期間	令和6年7月8日～令和6年7月26日			
調査方法	○未就学児の世帯 教育・保育施設を通じての配布回収及び郵送法（郵送配布・回収） ○小学生の世帯 学校を通じての配布回収			

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、ホームページ等において計画案を公表し、町民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

第2章 厚真町の子ども・子育て家庭を取り巻く環境

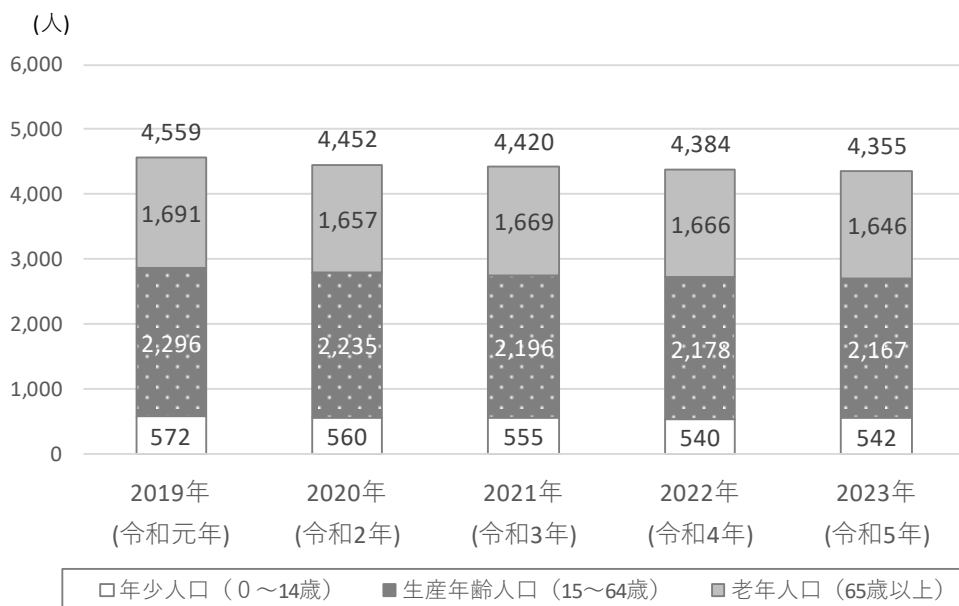
1 厚真町の現状

(1) 人口の推移

■総人口の推移

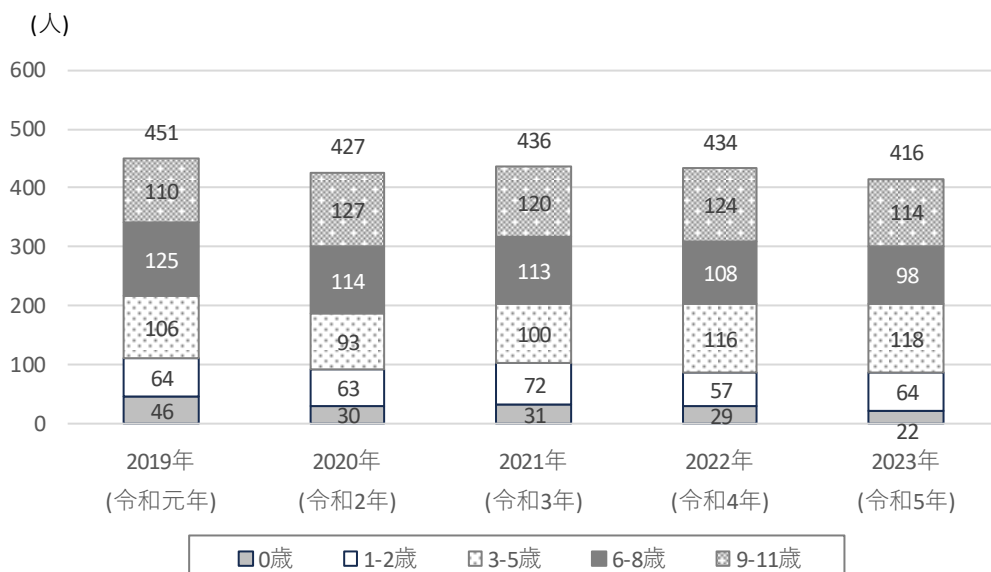
年少人口が令和元年から令和5年までの5年間で30人減少し、全体に占める割合は令和5年で12.4%となっています。児童人口の0歳児は令和元から令和5年までの5年間で24人減少しており、児童人口も令和5年では416人となっています。

老年人口は令和元年から令和5年までの5年間に45人減少しました。ただ、全体に占める割合は約1%増加し、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。



資料：厚真町住民基本台帳（各年10月1日現在）

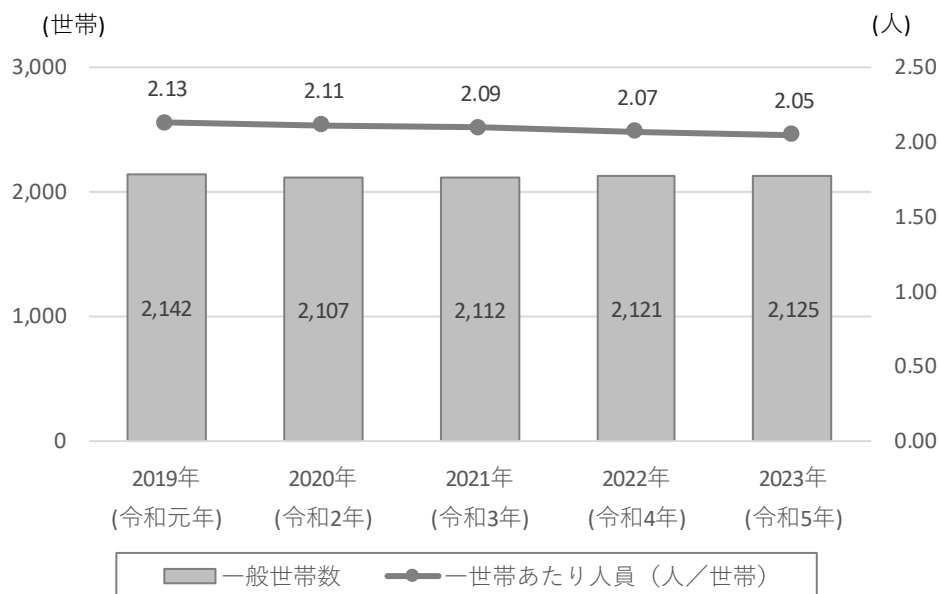
■児童人口の推移



資料：厚真町住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は令和元年以降、横ばいで推移しています。1世帯当たり人員も減少しており、核家族化が進んでいると推察されます。

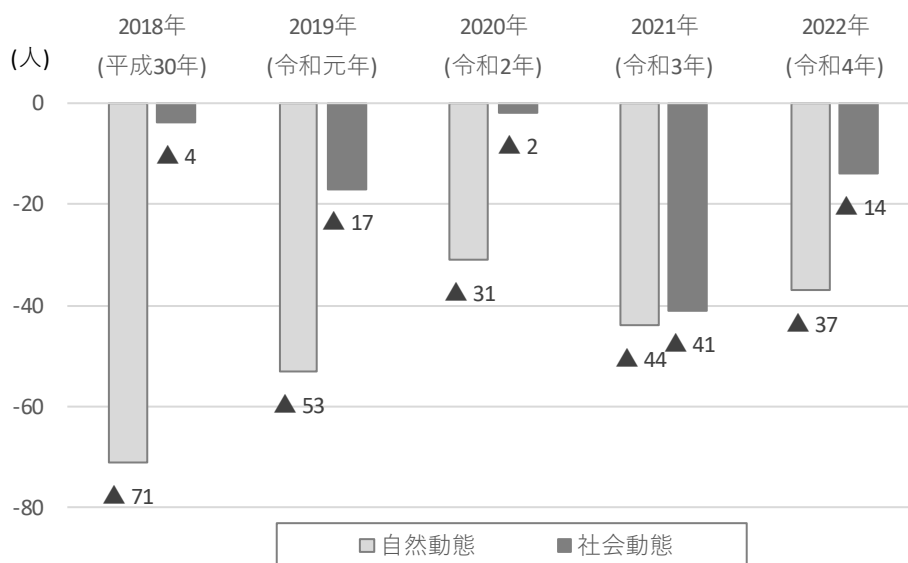


資料：厚真町住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 人口動態（資料：厚労省・人口動態統計）

自然動態（出生数－死亡数）は、マイナスで推移しています。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっています。

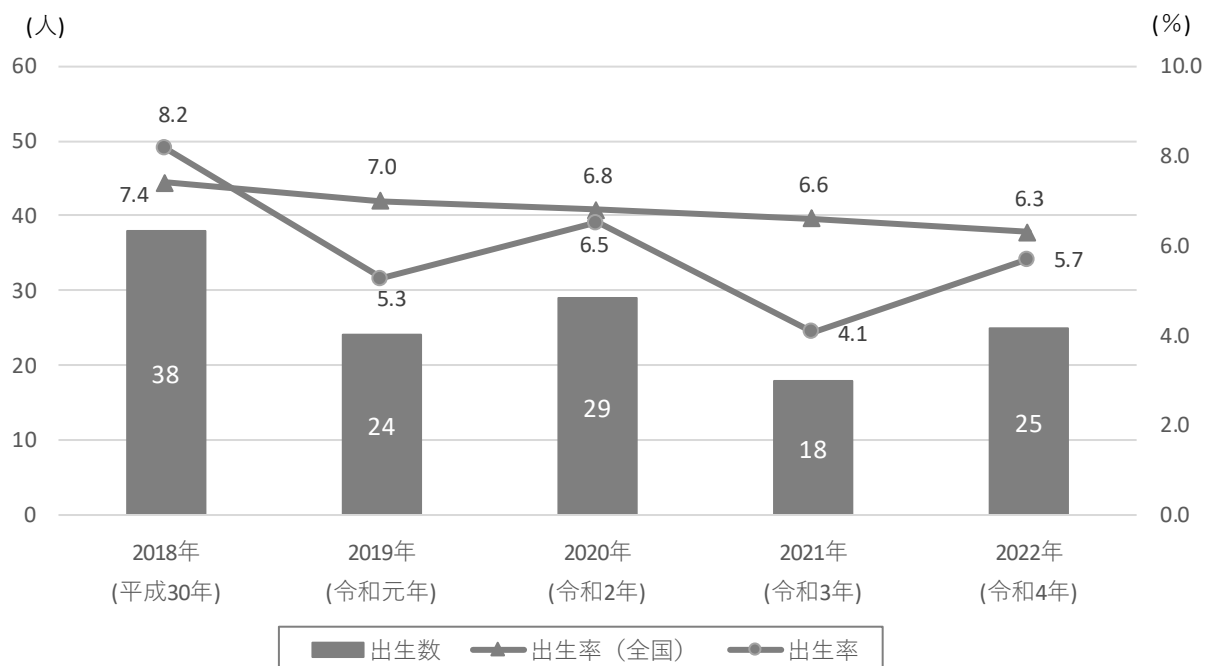
社会動態（転入数－転出数）は、マイナスで推移しながら、減少と増加を繰り返しています。転出が転入を上回る年が続き、人口減少の要因となっています。



資料：人口動態統計

(4) 出生の状況

出生数は、増加と減少を繰り返しています。出生率については平成30年度から令和4年まで、2.5%減少しています。また、人口千人当たりの出生率は、令和元年以降全国平均を下回っています。



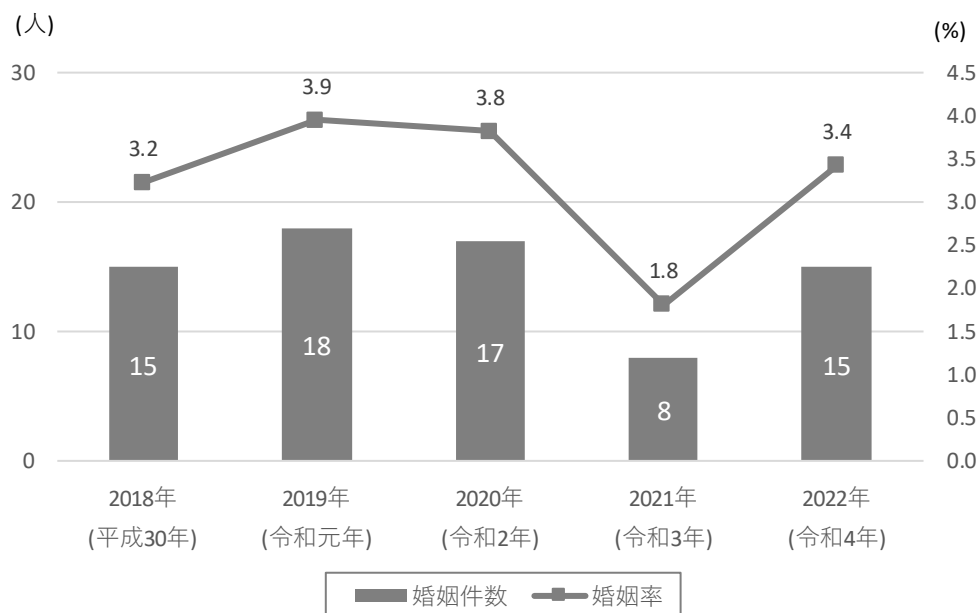
資料：人口動態統計

(5) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、婚姻率は、令和3年に大きく減少していますが、全体の傾向としては、ほぼ横ばいで推移しています。

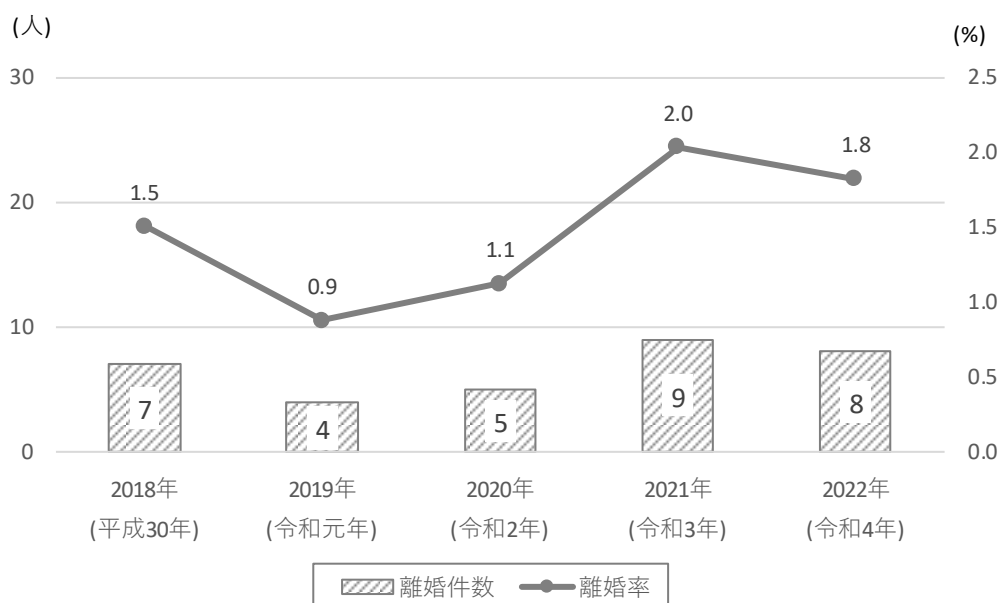
離婚件数についても、ほぼ横ばいの傾向で推移しており、離婚率は0.9%～2.0%の間で推移しています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



資料：人口動態統計

■離婚件数及び離婚率の推移

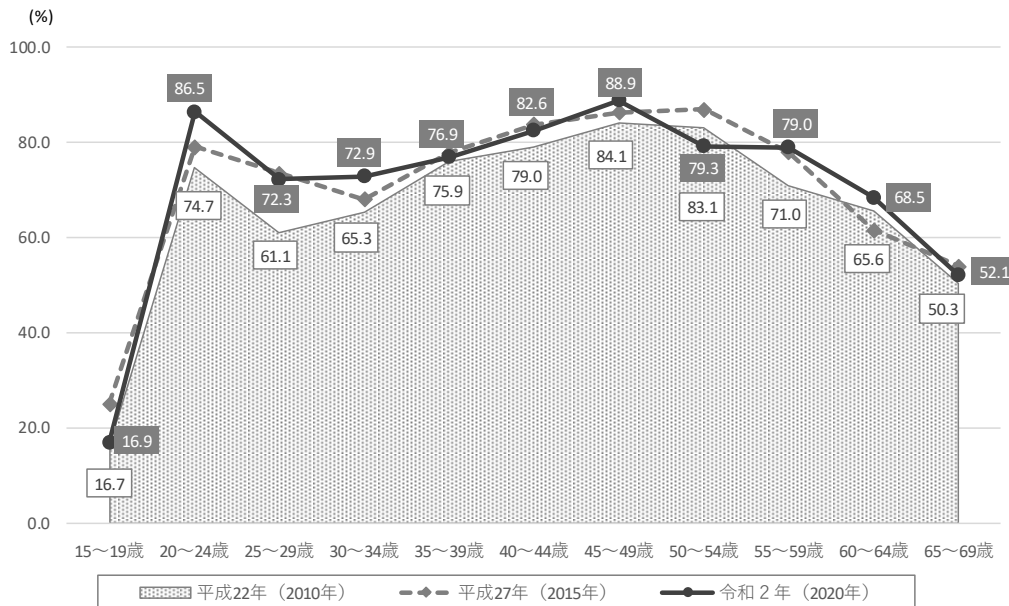


資料：人口動態統計

(6) 就労の状況

厚真町における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、令和2年の25～29歳では72.3%、30～34歳では72.9%、35～39歳では76.9%であり、平成22年と平成27年を比較すると一部令和2年にかけて減少しているものの、それ以外のすべての世代で、増加傾向がみられます。

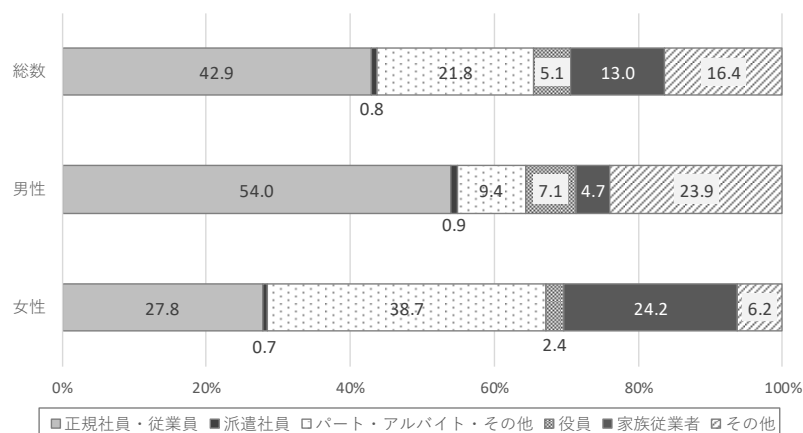
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、令和2年の50～54歳では79.3%、55～59歳では79.0%、60～64歳では68.5%となっています。結婚や妊娠・出産等の時期でも、25～34歳の就業率の減少はみられません。子育てが落ち着く40代頃からの就業率は8割を超え、全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフはM字傾向がゆるやかになってきており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様な状況を示しています。



資料：国勢調査

就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割強を占め、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

■ 従業上の地位別従業者数の割合（令和2年国勢調査）



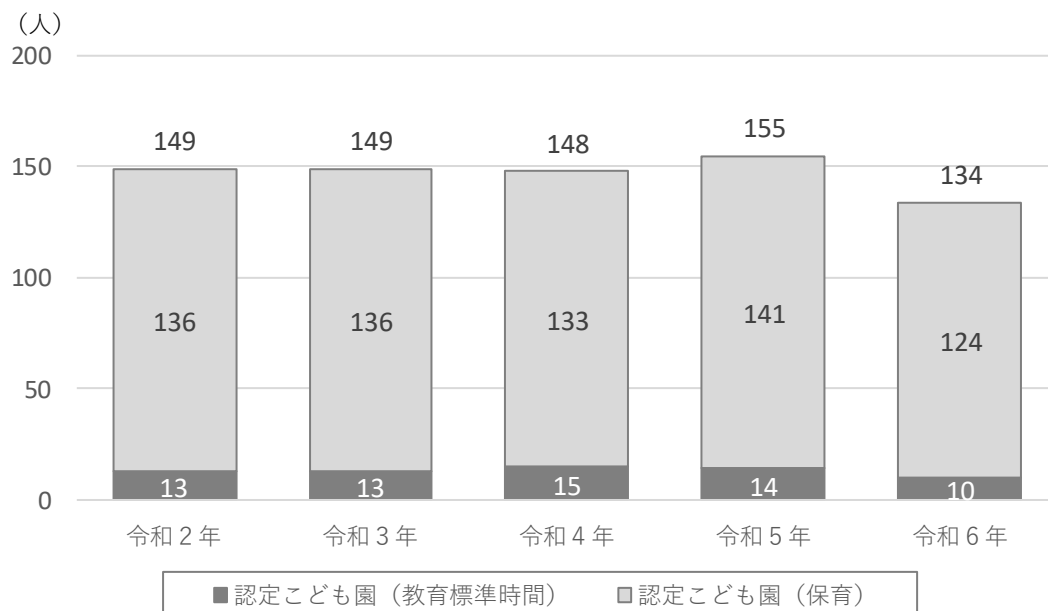
資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

(1) 全体の利用児童数の推移

町内の認定こども園設置数は2カ所で、利用者数は令和2年から令和5年の間では、ほぼ横ばい傾向でしたが、令和6年には若干減少しています。

■ 認定こども園利用児童数の推移

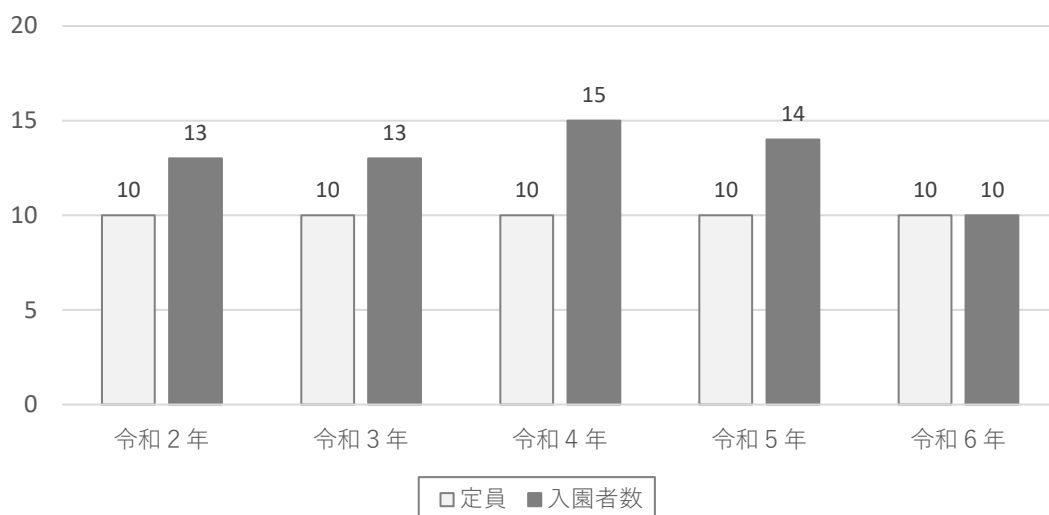


(2) 認定こども園（教育標準時間）の利用状況

定員数は、令和2年に10人になって以降、変化はありません。

入園者数は、令和2年から令和5年までの間で増加と減少を繰り返していますが、令和6年は減少して10人となっています。

■ 認定こども園（教育標準時間）の定員数、入園者数の推移



(3) 認定こども園（保育所型）の利用状況

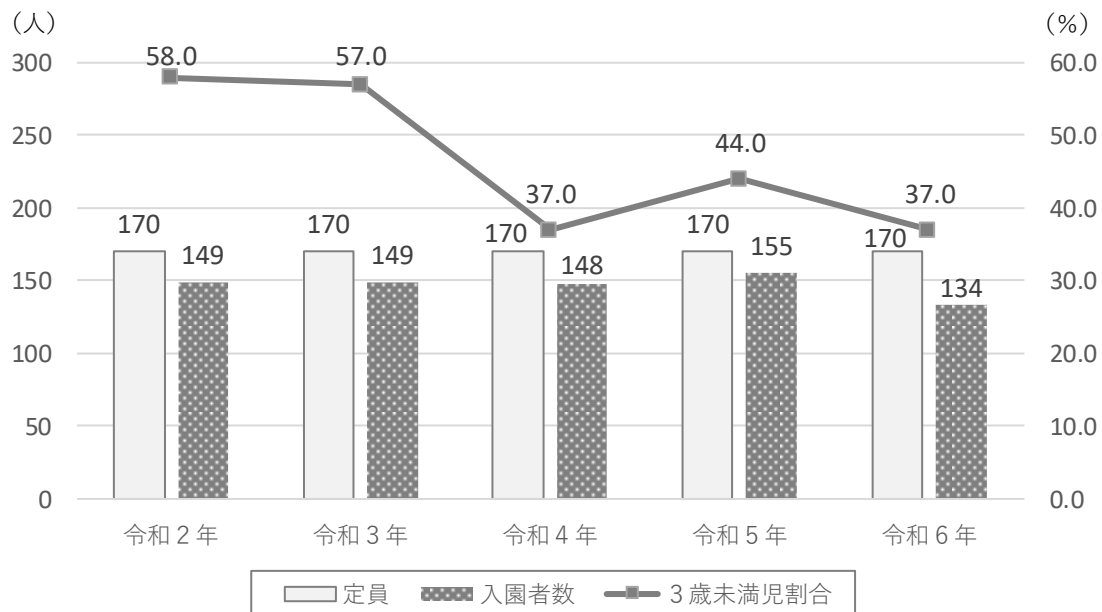
定員数は令和2年以降170人から変化はありません。

3歳未満児の利用割合は、令和2年で58.0%、その後令和4年で37.0%と減少し、令和5年で44.0%と増加しましたが、令和6年では37.0%となっています。

入園者数は、令和2年から令和4年まではほぼ横ばいで推移し、令和5年で若干増加しましたが、令和6年には減少し134人となっています。

定員に対する入園者数は、令和2～5年までは90%前後で推移していましたが令和6年では78.8%となっています。

■認定こども園（保育所型）の入園者数、3歳未満児利用の割合の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

○事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。

○ベビーホテル

- ①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設のことをいいます。

本町には、認可外保育施設に該当する施設はありません。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定10事業の実施状況についてまとめます。

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の利用時間帯を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

【延長保育の実施状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人/月）	101	97	104	107	99

【休日保育の実施状況】

現状実施していません。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）

保護者が就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施校区】 小学校区

【実施か所】 2 か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人）		250	250	250	250	250
登録者数 （人）	1年生	38	31	40	27	37
	2年生	40	38	29	41	25
	3年生	29	40	38	28	41
	4年生	39	24	36	37	25
	5年生	17	30	22	29	36
	6年生	10	8	23	16	18
	計	173	171	188	178	182

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院等において子どもを一定期間、一時的に預かる事業です。（令和6年度より実施。委託機関3カ所）

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる事業です。（令和6年度より実施。委託機関1カ所）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問家庭数	26	24	20	21	16（見込）

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数	未把握	6	4	2	未定
延人数	未把握	8	5	4	未定

(6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【地域子育て支援センター】厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数 （人/年）	3,891	3,443	5,153	3,662	837
実施カ所数	2	2	2	2	2

※令和6年度は4月～7月の人数

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができる事業です。

【実施場所】 こども園つみき、宮の森こども園、厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	18	11	8	16	21
延べ利用者数 (人/年)	181	127	117	159	65
実施か所数	2	2	2	2	4

※令和6年度は4月～7月の人数

(8) 病児保育事業(病後児保育)

病気やけがの回復期にある乳幼児(病後児)を専用の保育室で看護師・保育士が預かる事業です。現状実施していません。

(9) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。現状実施していません。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、一般健康診査14回、超音波検査11回を公費負担します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人/年)	33	36	35	27	25(見込)

4 アンケートの結果概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事業の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、計画の対象である就学前並びに小学生の保護者に対し、サービスの利用状況や今後の利用希望、町の取り組みへの評価、要望などを把握するために行いました。

(2) 調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	134 票	94 票	70.1%
小学生児童のいる世帯	170 票	105 票	61.8%

(3) アンケートの結果概要の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。
また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。

●テーマに沿ったアンケートの活用について

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込量と確保方策の検討につなげる

■テーマ2 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し今後の取組検討につなげる

■テーマ3 アンケート結果からみた妊娠・出産に関する課題について

→ 妊娠や出産に関する課題を推察し、産み育てたいと思える環境づくりを検討につなげる

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、子育て支援のネットワークの構築など今後の取組、検討につなげる

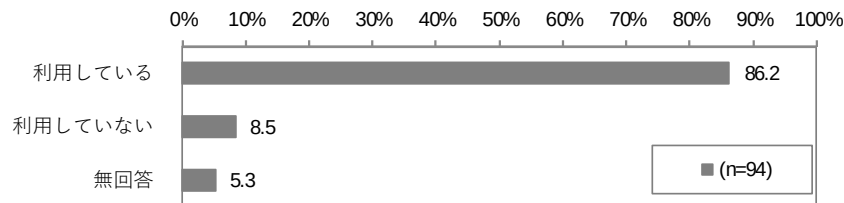
テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要

<就学前児童の保護者>

問 13

お子さんは現在、認定こども園や保育園などの「定期的な教育・保育サービス」を利用されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。（2人以上のお子さんの場合、1人でも利用している場合は、利用しているを選んでください。）

「利用している」が86.2%、「利用していない」が8.5%となっています。

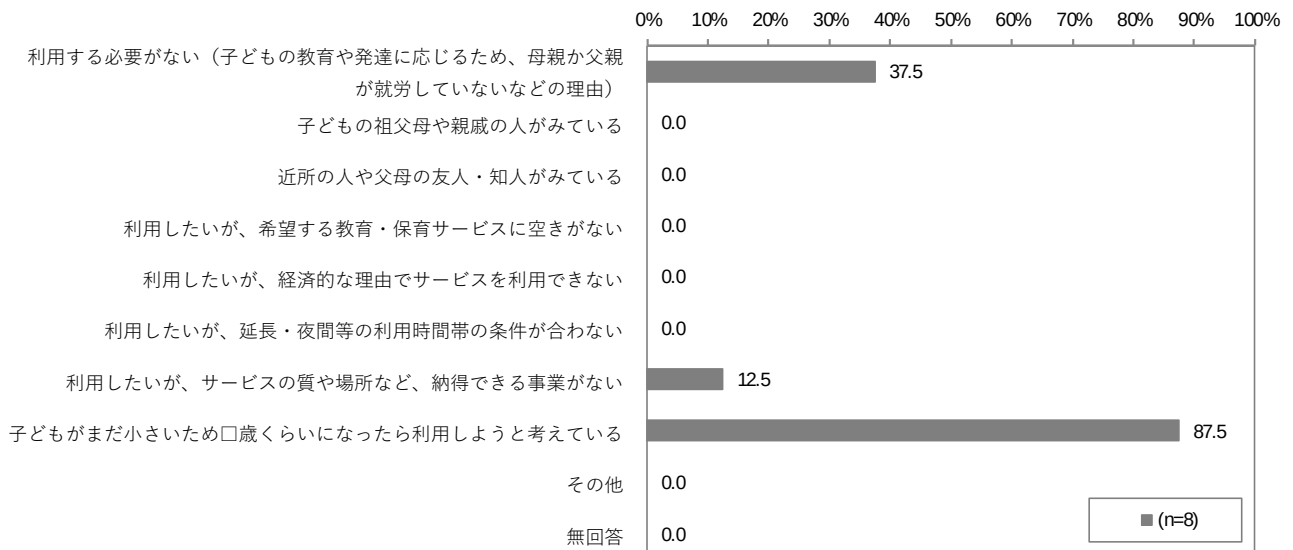


問 13-1

問 13 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

利用していない理由は何ですか。理由としてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

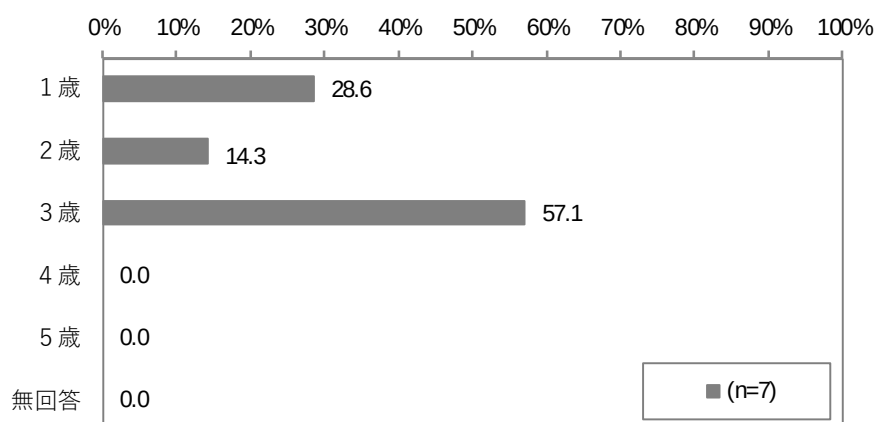
「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」が87.5%、「利用する必要がない（子どもの教育や発達に应じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」が37.5%、「利用したいが、サービスの質や場所など、納得できる事業がない」が12.5%となっています。



子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答した方のこどもの年齢について

【子どもの年齢】

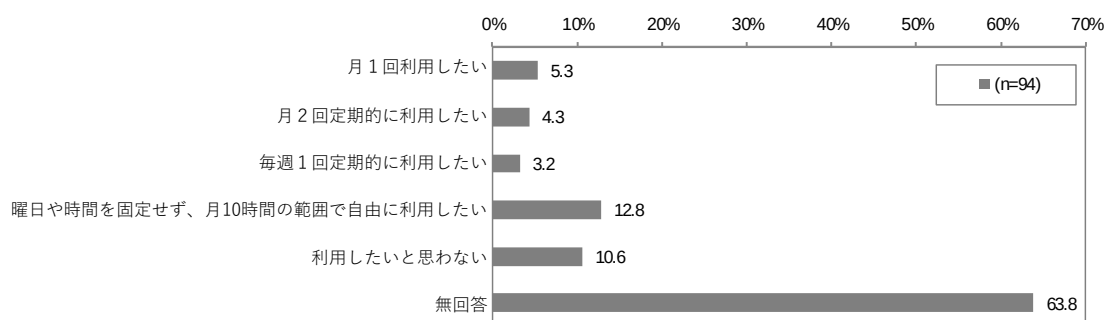
「3歳」が57.1%、「1歳」が28.6%、「2歳」が14.3%となっています。



問 13-2

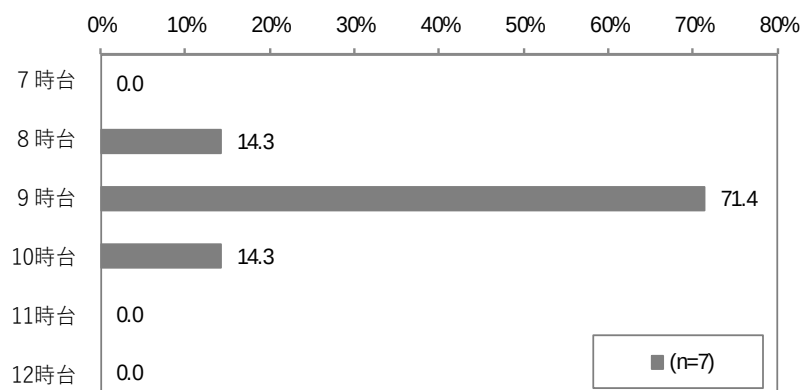
国が検討している「こども誰でも通園制度」が創設された場合、仮に月10時間まで定期的に利用が可能だとしたら、利用したいと思いますか。

無回答を除いて、「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲で自由に利用したい」が12.8%で最も多く、次いで「利用したいと思わない」が10.6%、「月1回利用したい」が5.3%となっています。



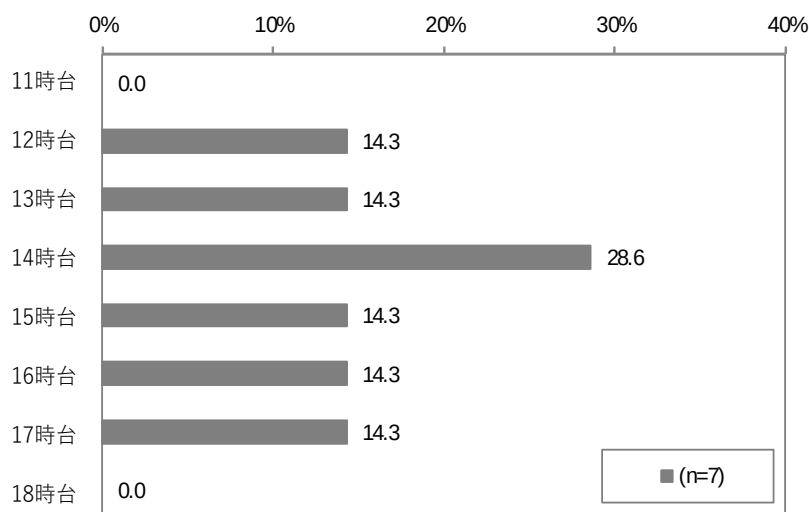
【利用開始時間】

「9時台」が71.4%、「8時台」「10時台」が同率で14.3%となっています。



【利用終了時間】

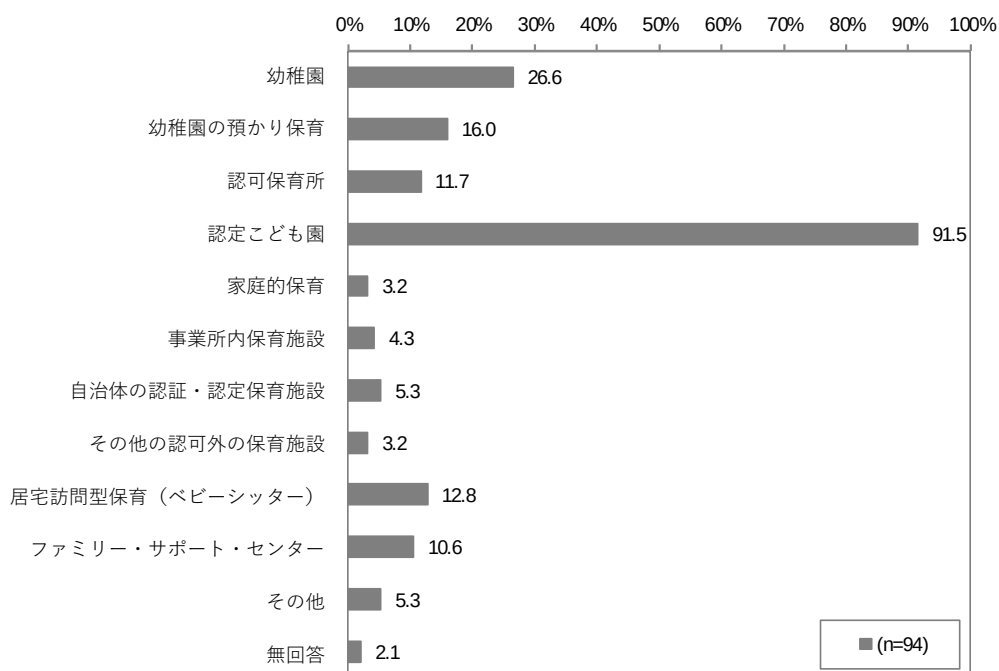
「14 時台」が 28.6%、「12 時台」「13 時台」「15 時台」「16 時台」「17 時台」が同率で 14.3%となっています。



問 14

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育のサービスとして、「年間を通じて毎月」利用したいと考えるサービスをお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「認定こども園」が 91.5%で最も多く、次いで「幼稚園」が 26.6%、「幼稚園の預かり保育」が 16.0%となっています。

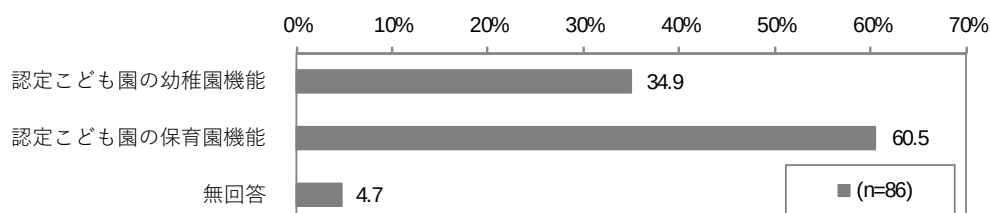


問 14-2

問 14 で「4. 認定こども園」に○をつけた方にうかがいます。

認定こども園の幼稚園機能と、保育園機能どちらの利用を強く希望しますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「認定こども園の保育園機能」が 60.5%、「認定こども園の幼稚園機能」が 34.9%となっています。

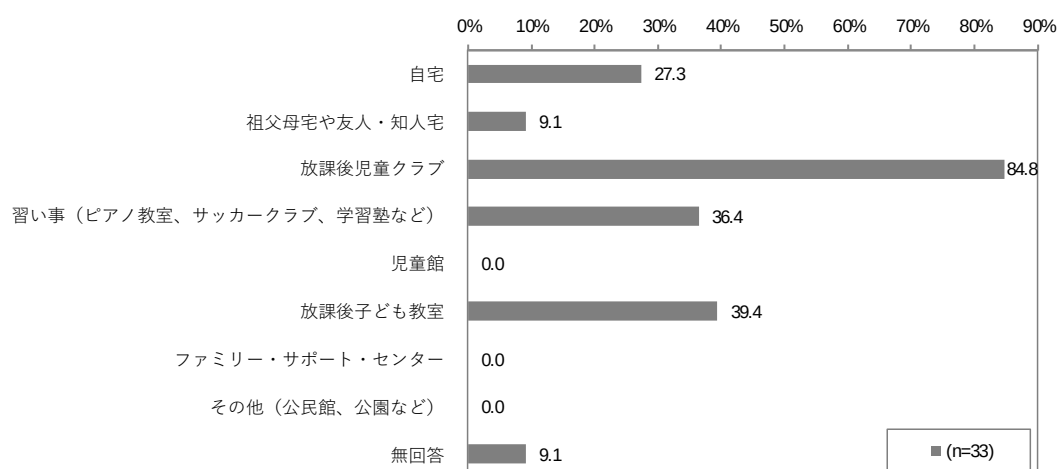


<就学前児童の保護者>

問 23

2025 年 4 月から小学校入学するお子さんが、放課後（平日の小学校授業終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。低学年と高学年、それぞれの期間についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

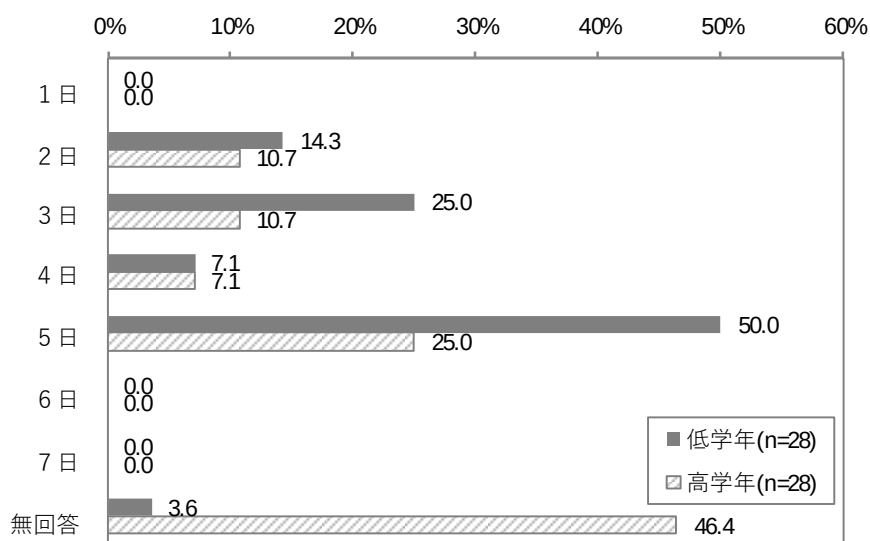
「放課後児童クラブ」が84.8%で最も多く、次いで「放課後子ども教室」が39.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.4%となっています。



【放課後児童クラブ日数】

低学年は、「5日」が50.0%で最も多く、次いで「3日」が25.0%、「2日」が14.3%となっています。

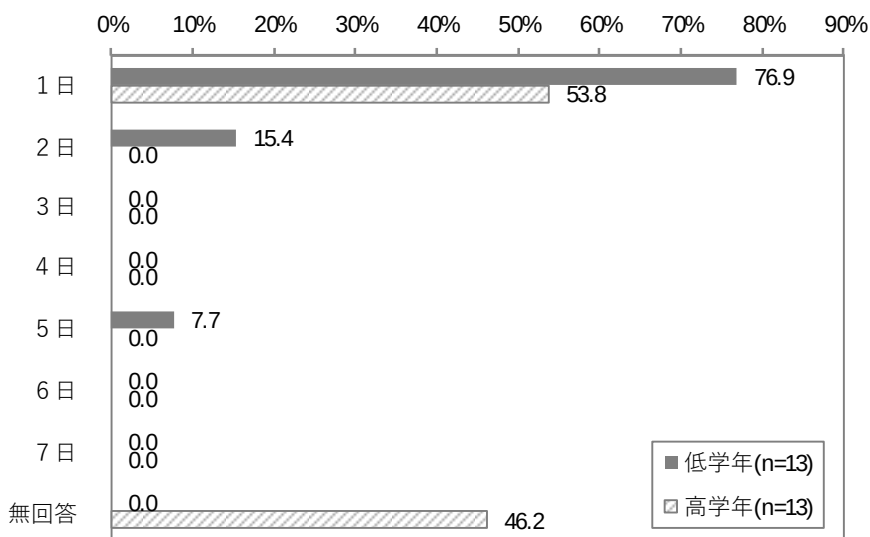
高学年は、無回答を除いて「5日」が25.0%、「2日」「3日」が同率で10.7%となっています。



【放課後子ども教室日数】

低学年は、「1日」が76.9%、「2日」が15.4%、「5日」が7.7%となっています。

高学年は、「1日」が53.8%となっています。



※【低学年】祖父母宅や友人・知人は少数回答、児童館、ファミリー・サポート・センター、その他の日数は回答者なしの為省略

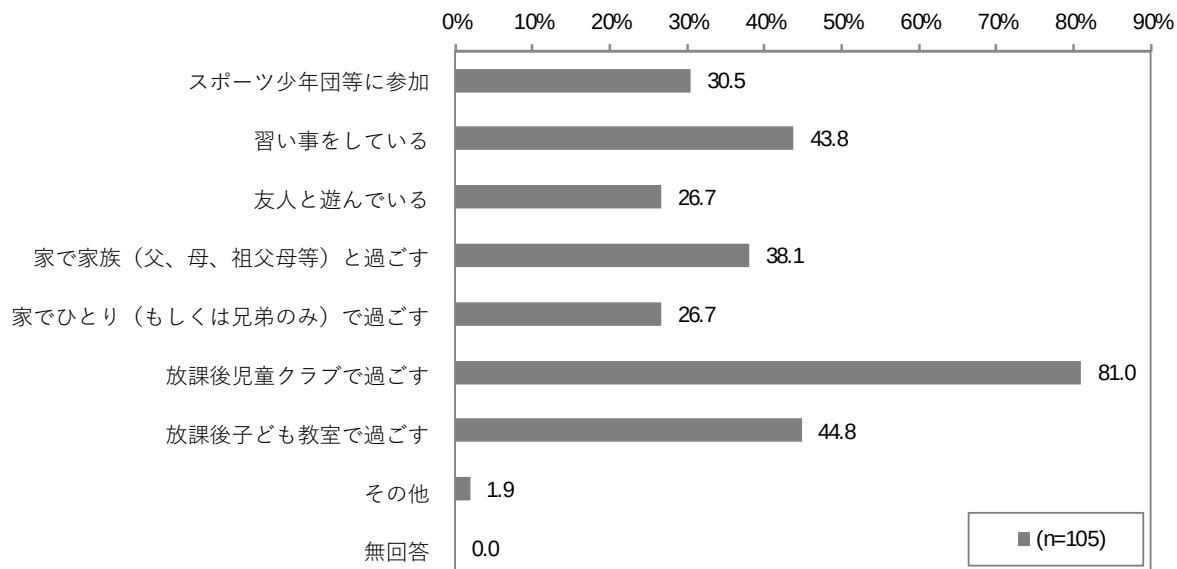
※【高学年】祖父母宅や友人・知人宅、児童館、ファミリー・サポート・センター、その他の日数は回答者なしの為省略

<小学生児童の保護者>

問 12

お子さんは放課後どのように過ごしていますか。おもにあてはまる番号3つまでに○をつけてください。

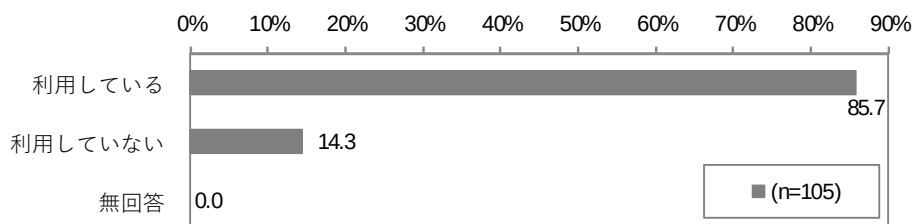
「放課後児童クラブで過ごす」が81.0%で最も多く、次いで「放課後子ども教室で過ごす」が44.8%、「習い事をしている」が43.8%となっています。



問 13

現在、放課後児童クラブを利用していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

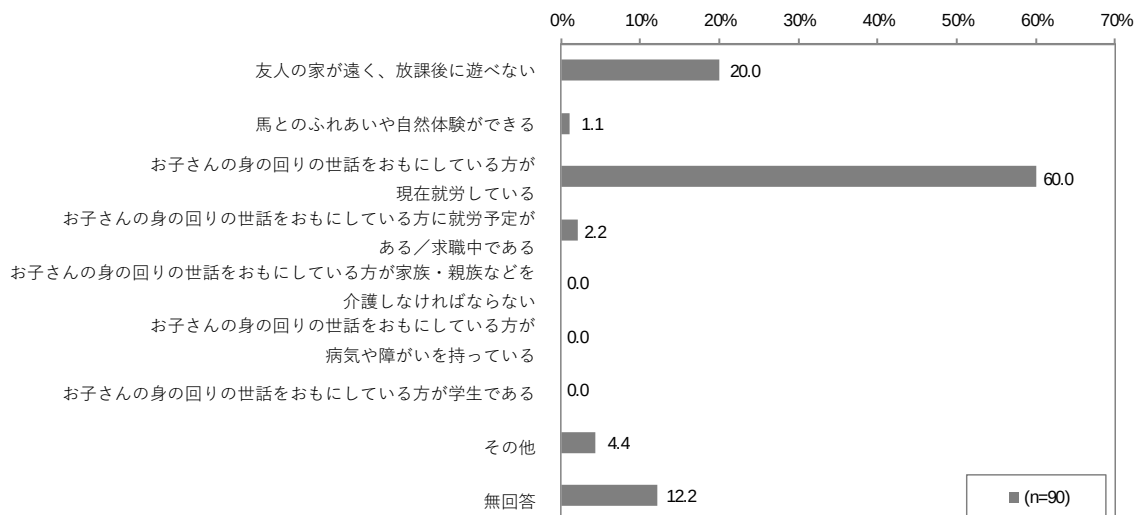
「利用している」が85.7%、「利用していない」が14.3%となっています。



問 13-1 問 13 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

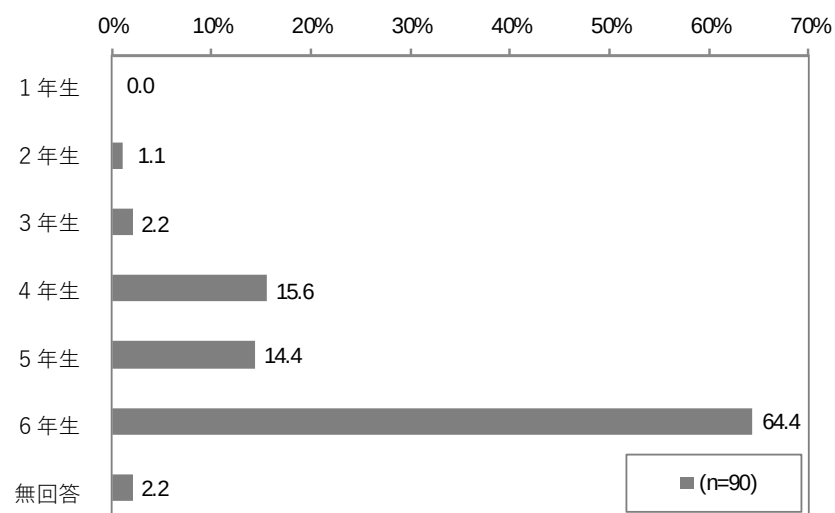
(2) 放課後児童クラブを利用しているおもな理由は何ですか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

「お子さんの身の回りの世話をおもにしている方が現在就労している」が60.0%、「友人の家が遠く、放課後に遊べない」が20.0%となっています。



(3) 放課後児童クラブの平日の利用について、今後、何年生まで利用したいとお考えですか。

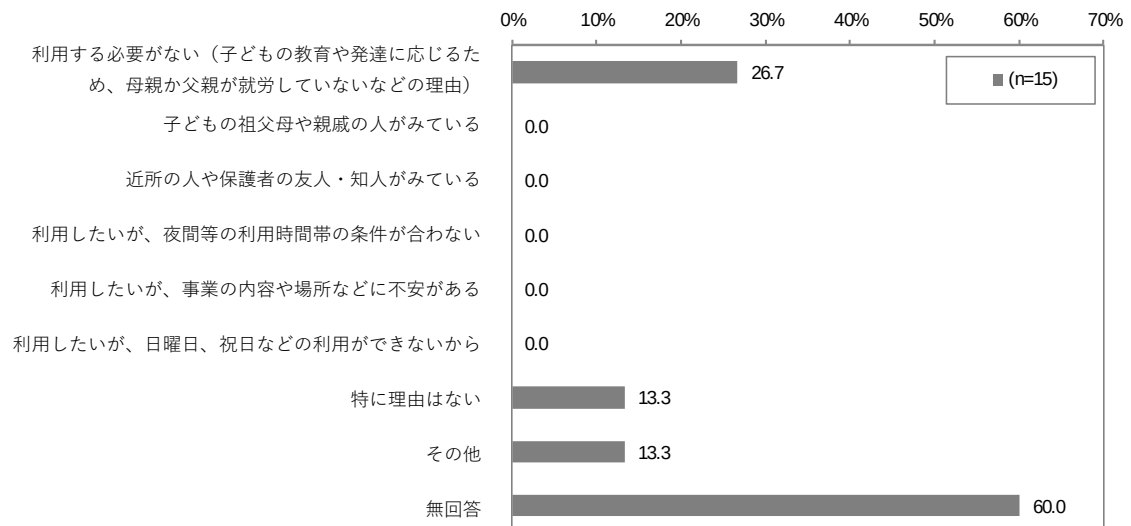
「6年生」が64.4%で最も多く、次いで「4年生」が15.6%、「5年生」が14.4%となっています。



問 13-3

問 13 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。
放課後児童クラブを利用していない理由は何ですか。

無回答を除いて、「利用する必要がない（子どもの教育や発達に应じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」が26.7%、「特に理由はない」「その他」が同率で13.3%となっています。

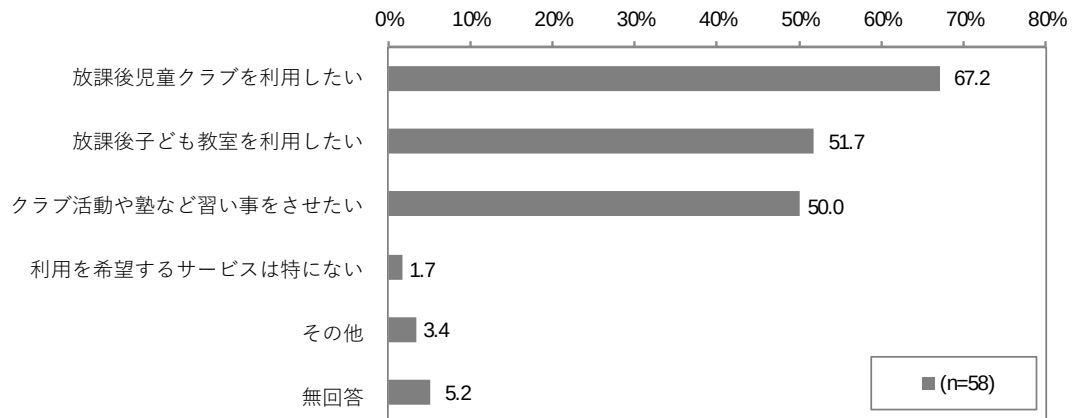


問 14

お子さんが小学校1～3年生の方にうかがいます。

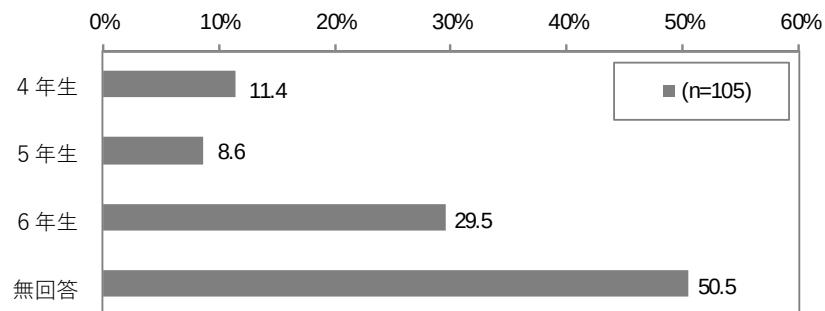
4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「放課後児童クラブを利用したい」が67.2%で最も多く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」が51.7%、「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」が50.0%となっています。



【利用したい学年】

無回答を除いて、「6年生」が29.5%、「4年生」が11.4%、「5年生」が8.6%となっています。



テーマ2 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

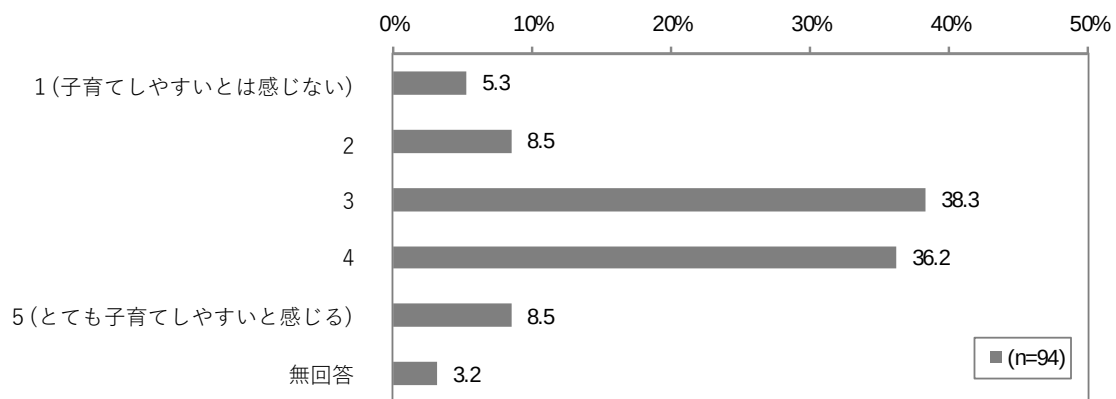
満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

<就学前児童の保護者>

問 39

あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。その感じ方に、あてはまる番号1つに○をつけてください。

「3」が38.3%で最も多く、次いで「4」が36.2%、「2」「5（とても子育てしやすいと感じる）」が同率で8.5%となっています。

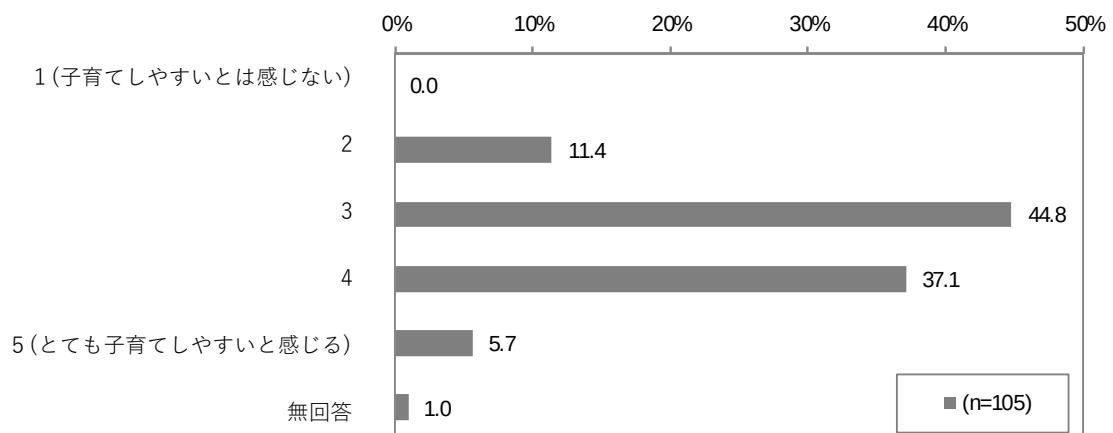


<小学生児童の保護者>

問 28

あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。その感じ方にあてはまる番号1つに○をつけてください。

「3」が44.8%で最も多く、次いで「4」が37.1%、「2」が11.4%となっています。

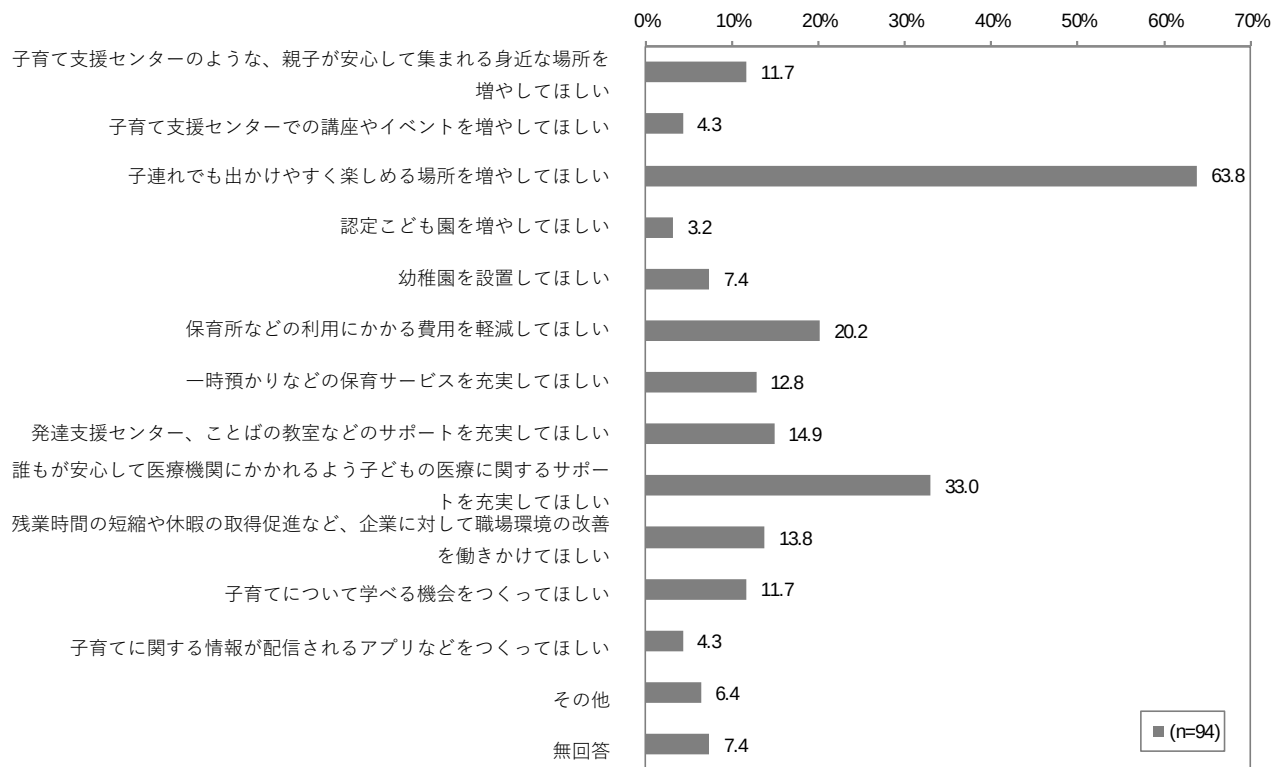


＜就学前児童の保護者＞

問 42

本町の子育て支援について希望することはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が63.8%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」が33.0%、「保育所などの利用にかかる費用を軽減してほしい」が20.2%となっています。

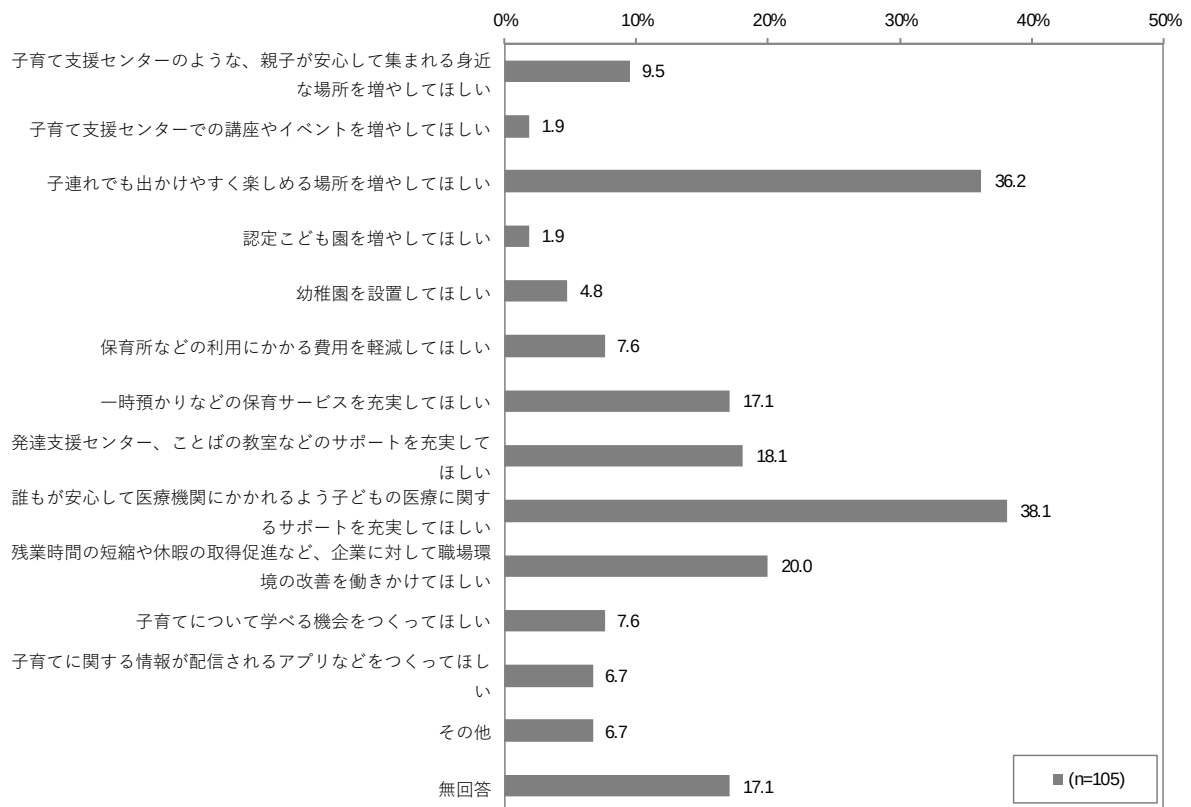


＜小学生児童の保護者＞

問 31

本町の子育て支援について希望することはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」が38.1%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が36.2%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が20.0%となっています。

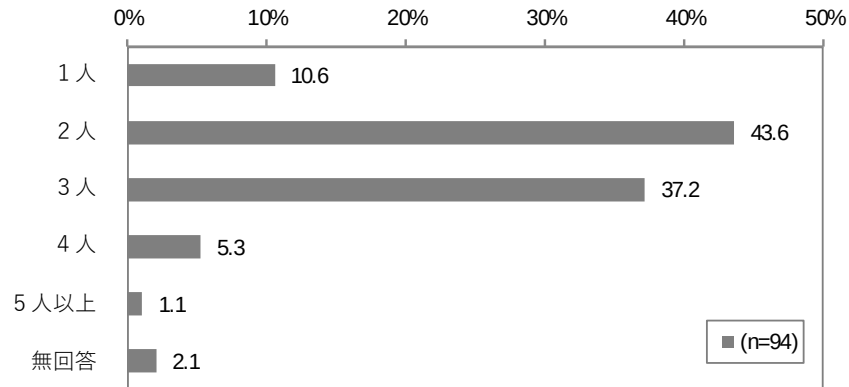


テーマ3 アンケートの結果からみた妊娠・出産に関する課題について

<就学前児童の保護者>

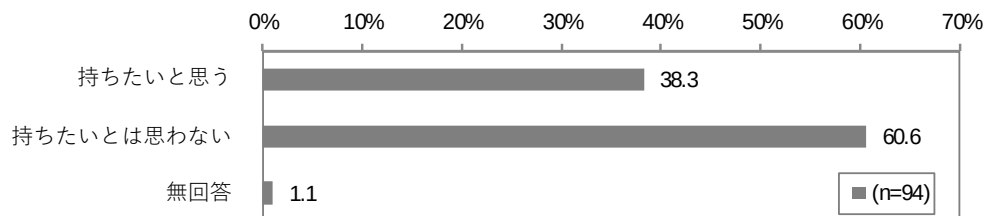
問 30 あなたが希望するこどもの数は何人ですか。□内に数字でご記入ください。

「2人」が43.6%で最も多く、次いで「3人」が37.2%、「1人」が10.6%となっています。



問 31 もう1人以上こどもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「持ちたいとは思わない」が60.6%、「持ちたいと思う」が38.3%となっています。



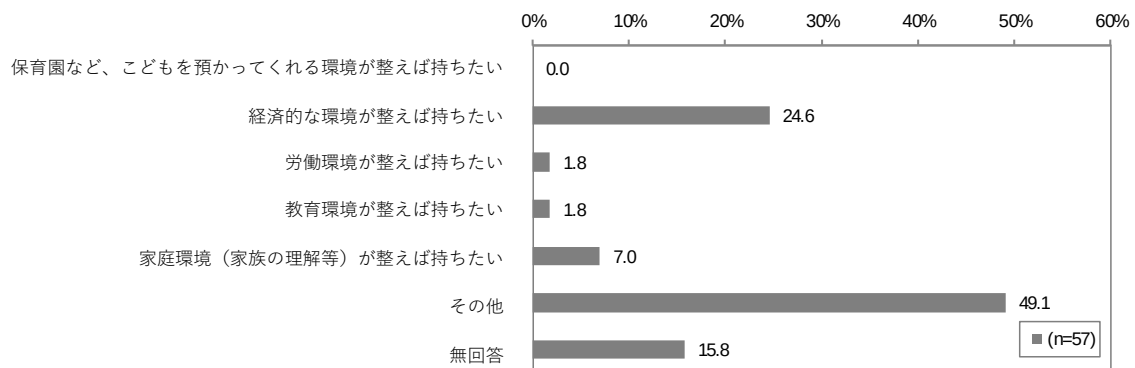
問 32

問 31 で「2. 持ちたいとは思わない」を選ばれた方

どのような環境を整えればもう1人以上こどもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「その他」が49.1%で最も多く、次いで「経済的な環境を整えれば持ちたい」24.6%、「家庭環境（家族の理解等）を整えれば持ちたい」が7.0%となっています。

その他の内容としては「親の年齢的な問題」「現在の子どもの人数で充分」「持ちたいとは思わない」等の意見が多くみられました。

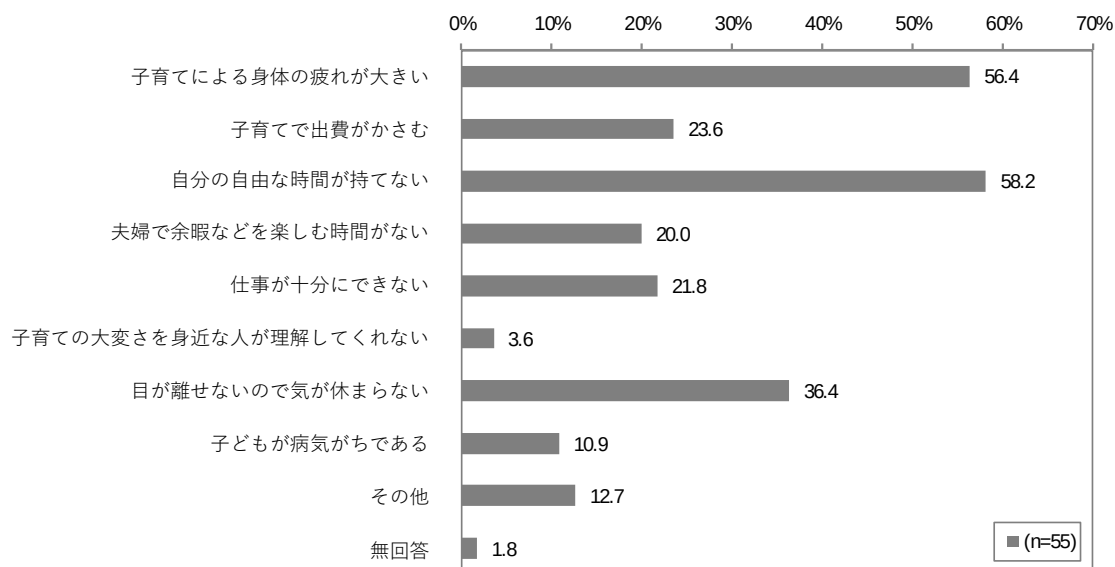


問 34-1

問 34 で「1」または「2」に○をつけた方にうかがいます。

子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

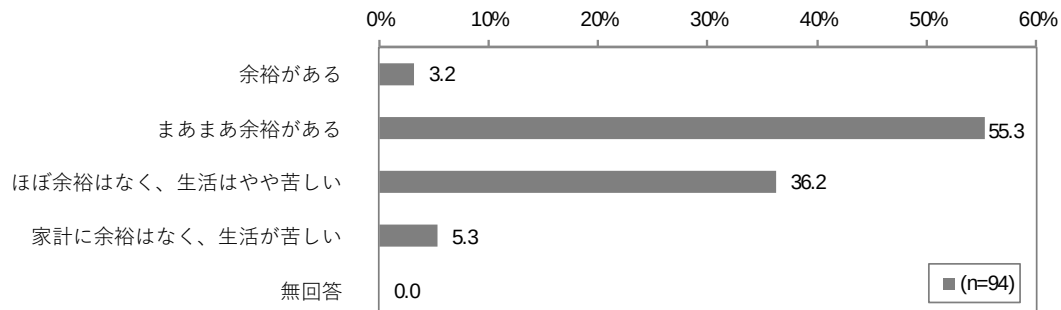
「自分の自由な時間が持てない」が58.2%で最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が56.4%、「目が離せないので気が休まらない」が36.4%となっています。



問 35

家族全体の家計状況について、どのように感じていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「まあまあ余裕がある」が55.3%で最も多く、次いで「ほぼ余裕はなく、生活はやや苦しい」が36.2%、「家計に余裕はなく、生活が苦しい」が5.3%となっています。

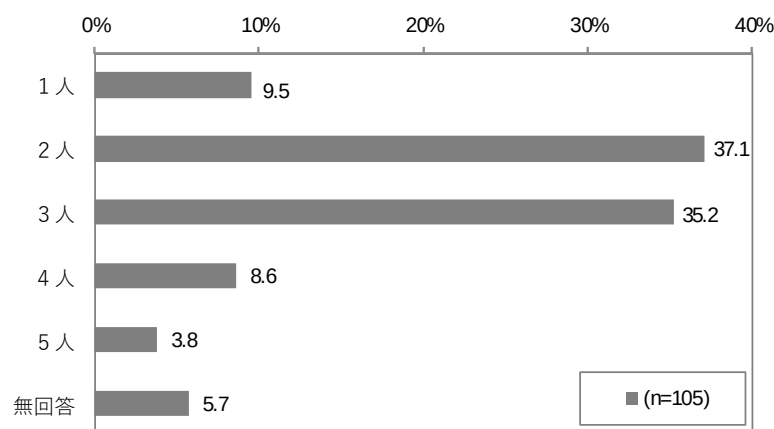


<小学生児童の保護者>

問 18

あなたが希望するこどもの数は何人ですか。口内に数字でご記入ください。

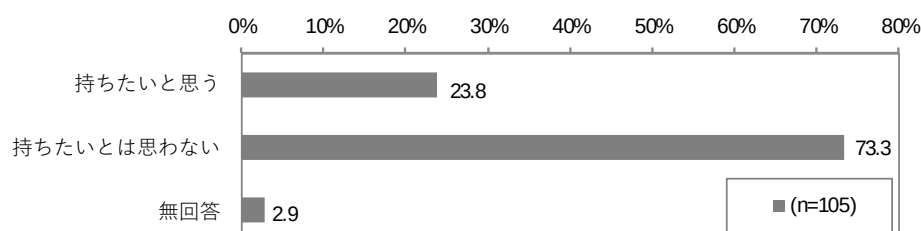
「2人」が37.1%で最も多く、次いで「3人」が35.2%、「1人」が9.5%となっています。



問 19

もう1人以上こどもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「持ちたいとは思わない」が73.3%、「持ちたいと思う」が23.8%となっています。



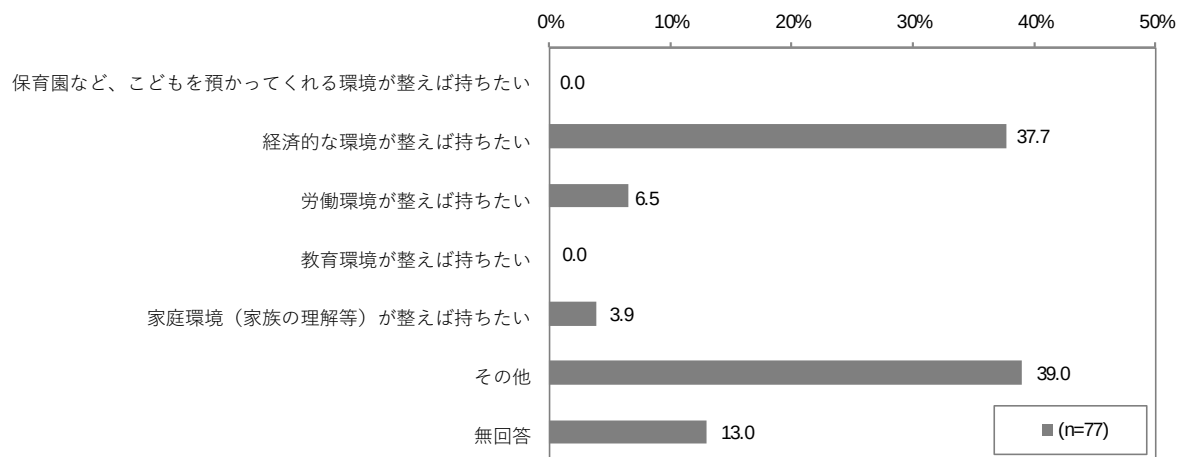
問 20

問 19 で「2. 持ちたいとは思わない」を選ばれた方

どのような環境が整えばもう 1 人以上子どもを持ちたいと思いますか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

「その他」が 39.0%で最も多く、次いで「経済的な環境が整えば持ちたい」37.7%、「労働環境が整えば持ちたい」が 6.5%となっています。

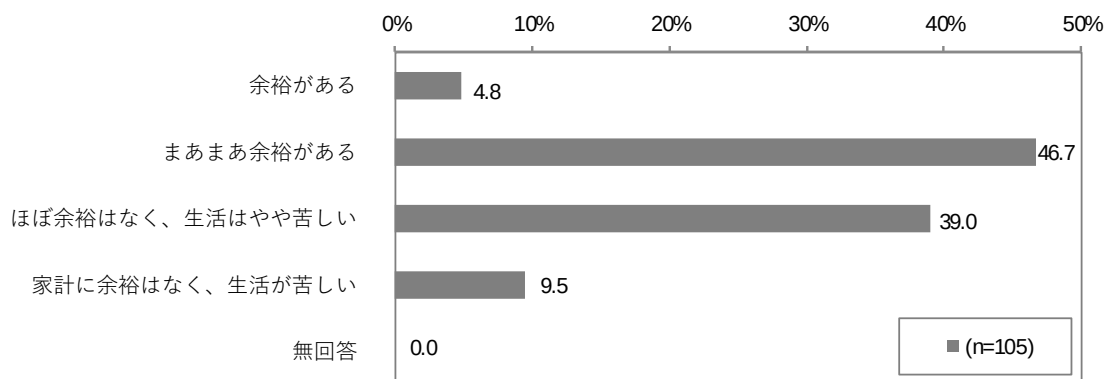
その他の内容としては「親の年齢的な問題」「現在の子どもの人数で充分」「特に思わない」等の意見が多くみられました。



問 24

家族全体の家計状況について、どのように感じていますか。その感じ方にあてはまる番号 1 つに○をつけてください。

「まあまあ余裕がある」が46.7%で最も多く、次いで「ほぼ余裕はなく、生活はやや苦しい」が 39.0%、「家計に余裕はなく、生活が苦しい」が9.5%となっています。



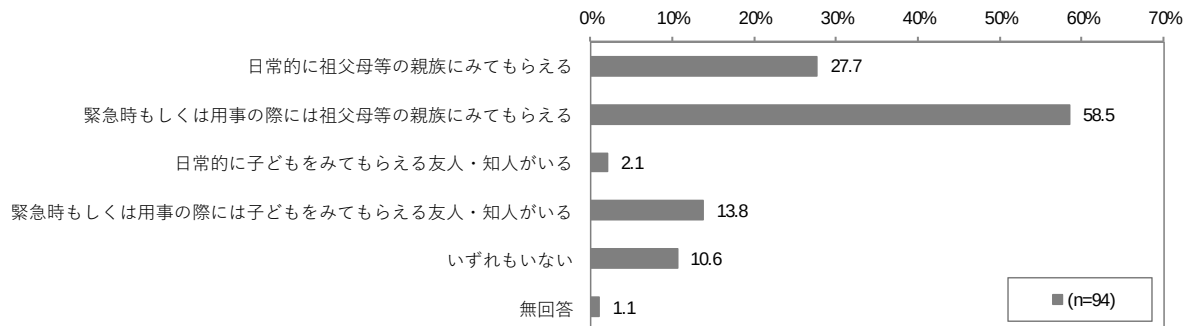
テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

<就学前児童の保護者>

問8

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

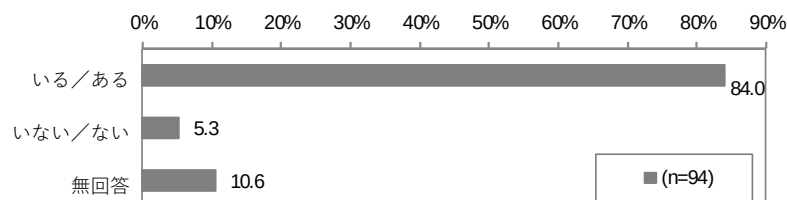
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が13.8%となっています。



問11

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「いる／ある」が84.0%、「いない／ない」が5.3%となっています。

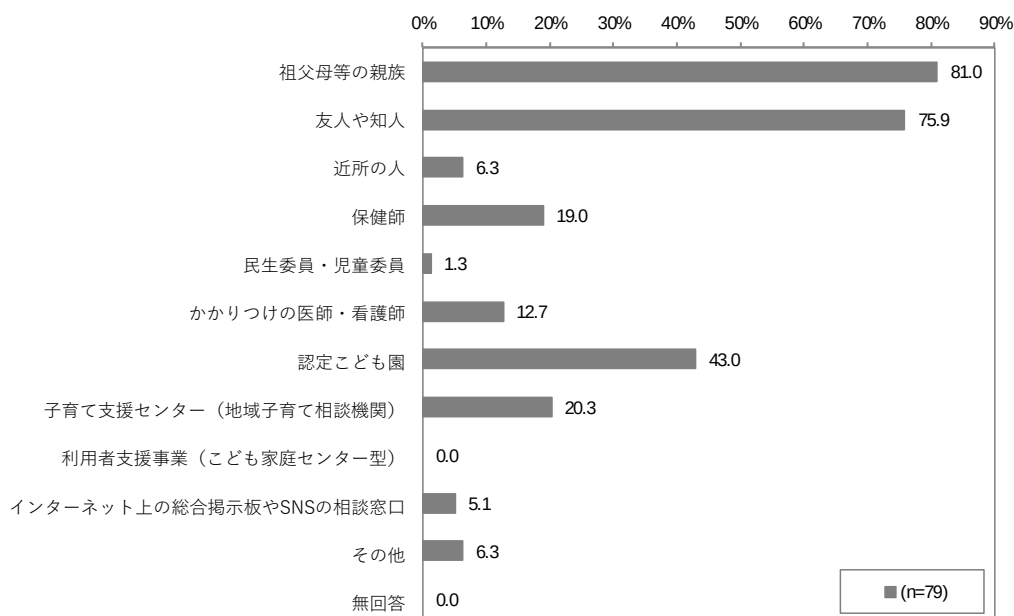


問 11-1

問 11 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

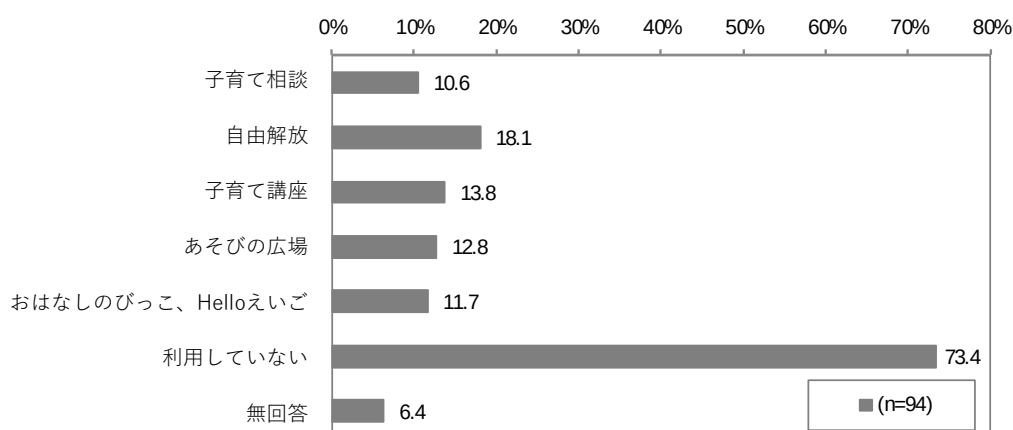
「祖父母の親族」が 81.0%で最も多く、次いで「友人や知人」が 75.9%、「認定こども園」が 43.0%となっています。



問 15

お子さんは、現在、子育て支援センター（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用していますか。次の中から、利用されている番号すべてに○をつけてください。

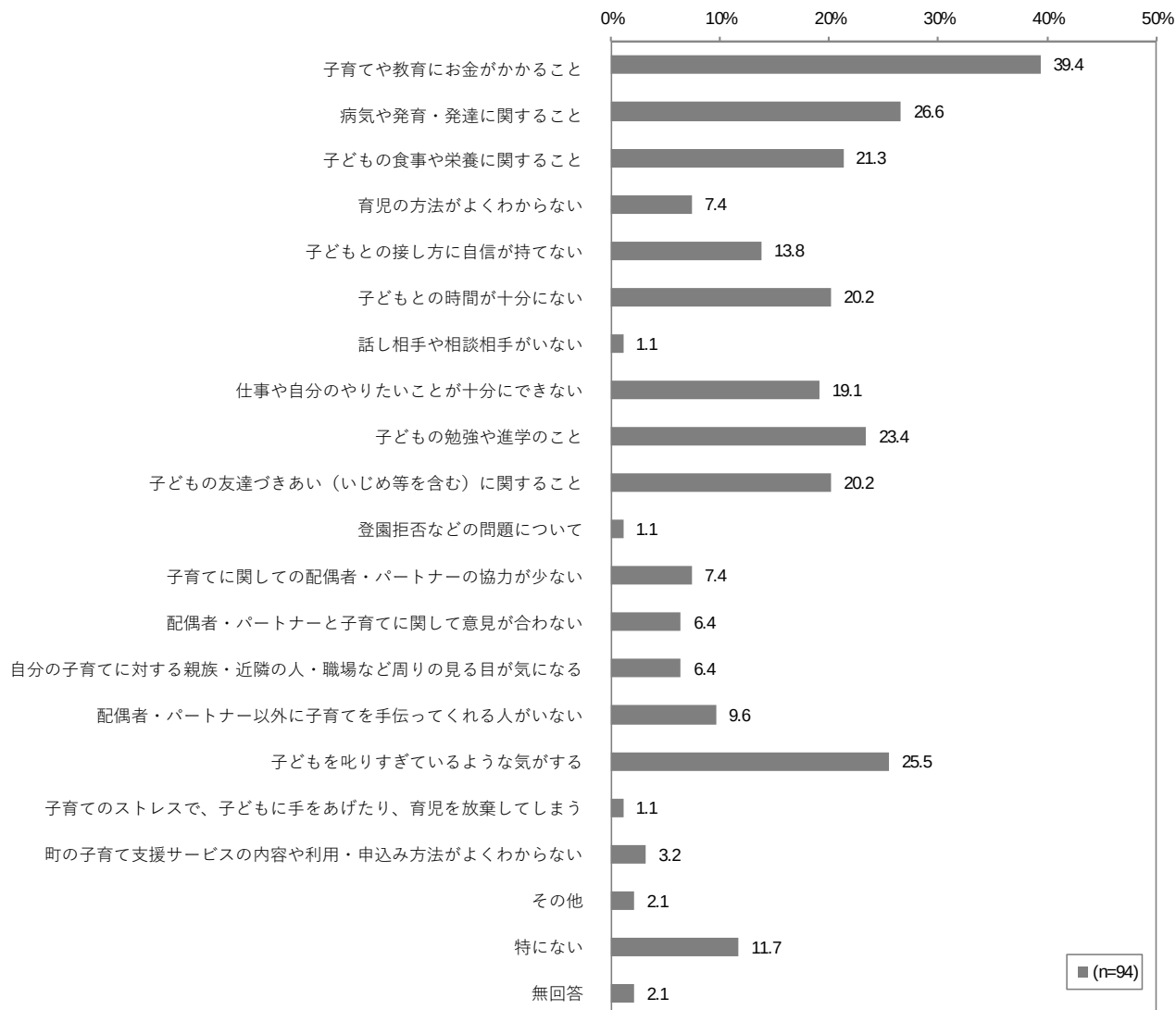
「利用していない」が 73.4%で最も多く、次いで「自由解放」が 18.1%、「子育て講座」が 13.8%となっています。



問 36

あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「子育てや教育にお金がかかること」が 39.4%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 26.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 25.5%となっています。

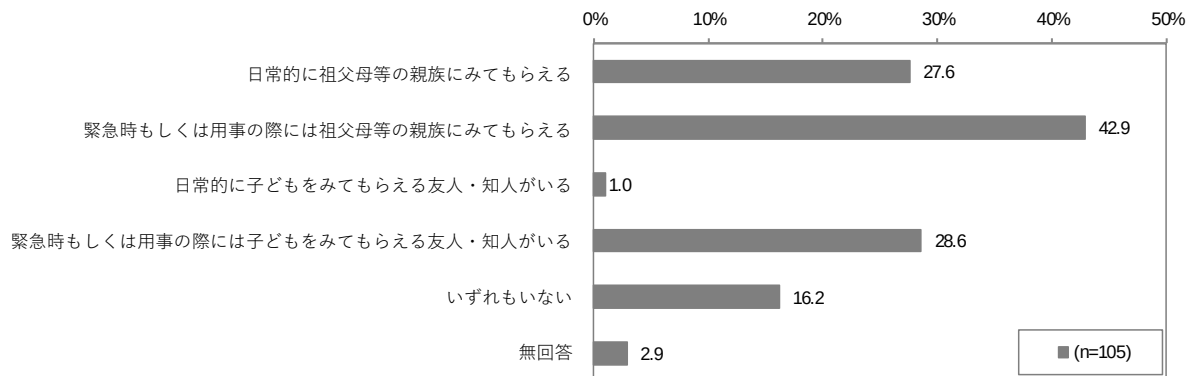


<小学生児童の保護者>

問9

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

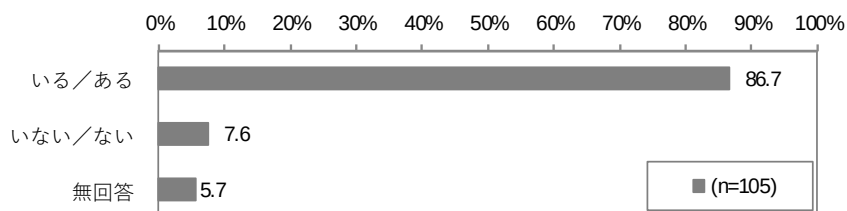
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 42.9%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 28.6%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 27.6%となっています。



問10

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「いる／ある」が86.7%、「いない／ない」が7.6%となっています。

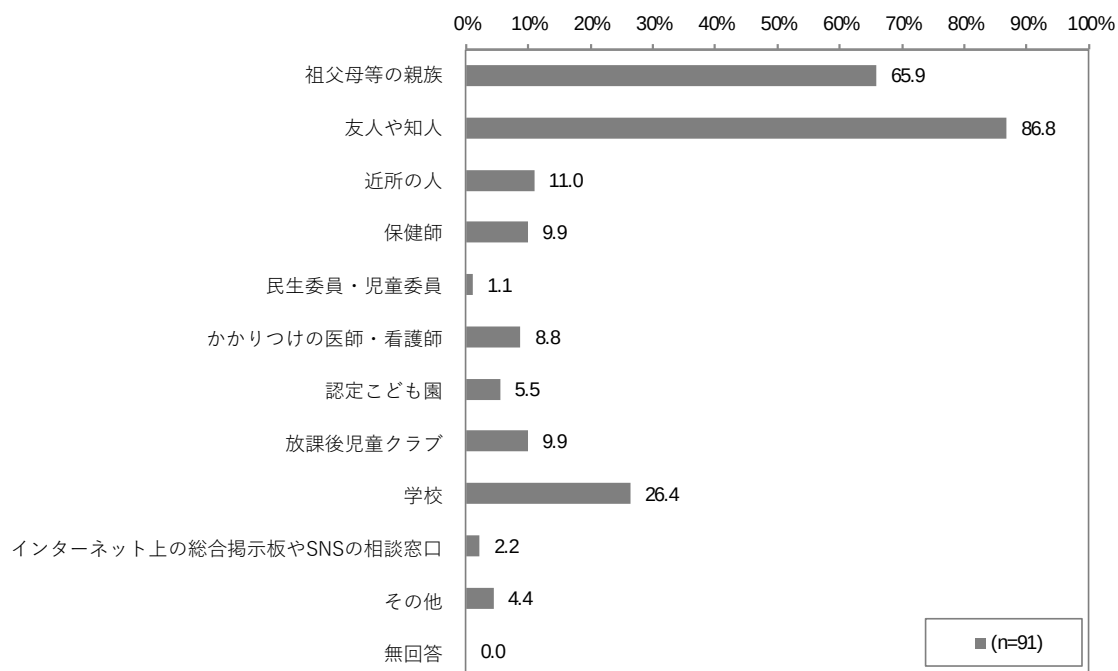


問 10-1

問 10 で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

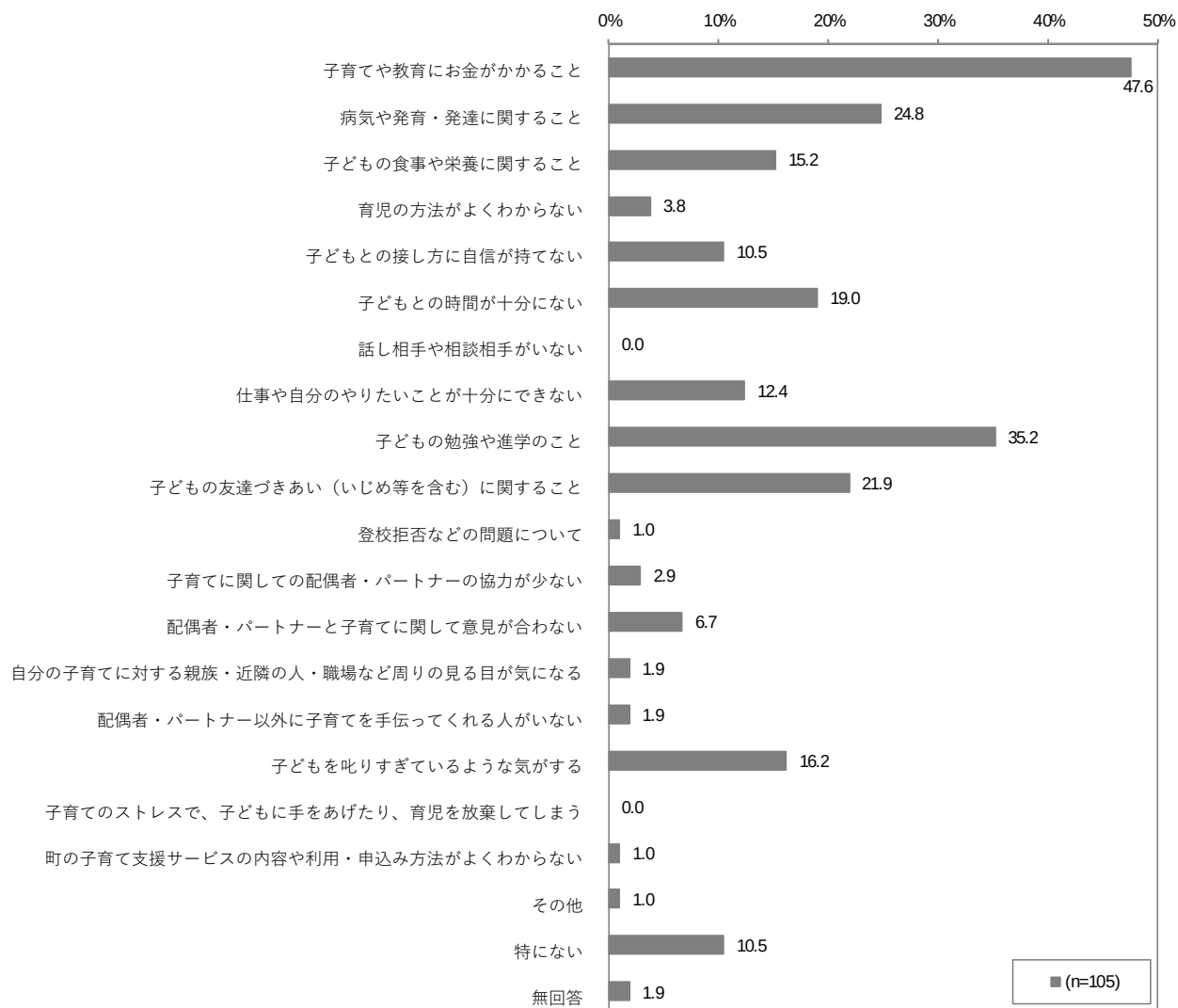
「友人や知人」が 86.8% で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が 65.9%、「学校」が 26.4% となっています。



問 25

あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか。あてはまる番号3つまでに○をつけてください。

「子育てや教育にお金がかかること」が47.6%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」が35.2%、「病気や発育・発達に関すること」が24.8%となっています。



●子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

アンケート調査結果から考えられる当町の課題について、以下のとおりテーマごとに整理します。

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要

平日の定期的な教育・保育サービスの利用者は 86.2%と、前回調査時の 79.4%より 6.8 ポイント高くなっています。女性の社会進出や共働きの増加から、教育・保育サービスを利用している方が増えていることが考えられます。

「こども誰でも通園制度」が創設された場合の利用希望について、無回答の保護者が 6 割強おり、制度そのものの認知度や、詳細について把握できていない可能性があり、利用の検討をするためには事前の周知が課題です。

また、こども園を利用しており制度が必要ないという世帯もいる為、「利用したい」という保護者の数から、今後人員の確保等を整備していく必要があります。

現在、利用している利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育のサービスとして、「年間を通じて毎月」利用したいと考えるサービスについては、「認定こども園」が 91.5%となっており、前回調査時から継続して認定こども園に対する需要が高いことがわかります。

保護者が希望する放課後の居場所については、「放課後児童クラブ」が 8 割を超えています。就学前の保護者は、週 5 日、18 時台までの利用を希望している傾向にあります。一方、実際に利用している小学生の保護者は、週 5 日が最も多いですが週 2～4 日と回答した方も一定程度おり、利用時間は 17 時台が最も多くなっています。就学前の時点での利用希望と、小学生になった際の実際の利用希望に差が生じていることを把握し、利用時間について柔軟に対応していく必要があります。

また、令和 6 年 7 月に開催された、こどもが参加した意見交換会では、好きな放課後の過ごし方として、「自宅」と答えた方が最も多くなっており、保護者が希望する放課後の過ごし方と子どもが希望する放課後の過ごし方とでは、差が生じています。小学 5、6 年生の「放課後児童クラブに行かなくなった理由」では、低学年と同じ場所で過ごす負担や、遊びのマンネリ化という意見が多くみられたことから、子どもに過ごしたいと思える放課後の居場所を提供するために、小学校の体育館や空き教室等を活用したイベントの企画などの検討、高学年を対象とした居場所づくりやイベントを担える団体や人材を発掘していく必要があります。

■テーマ2 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

お住まいの地区が子育てのしやすい環境かどうか5段階（「1」子育てしやすいとは感じない、「5」とても子育てしやすいと感じる）で評価してもらった際に、「3」が就学前の保護者で 38.3%、小学生児童の保護者で 44.8%と最も多く、次いで「4」が就学前の保護者で 36.2%、小学生児童の保護者で 37.1%となっており、どちらかという子育てをしやすいと感じる保護者が多いことがわかります。

本町の子育て支援に希望することは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」が多くなっており、子育てしやすいと感じる保護者を増やせるよう、子どもを連れた外出時の利便性や当町単独ではなく広域的な医療体制の検討が求められています。

■テーマ3 アンケート結果からみた妊娠と出産に関する課題について

希望するこどもの人数は2～3人の回答が多いものの、現時点でもう1人以上こどもを持ちたいと思わない保護者が多く、その理由としては「経済的な理由」のほかに、母親の年齢による理由、体力的に難しいという意見が多く、結婚や家族を持つことに対する考えが多様化している中で、働きながら安心して子育てができる環境づくりを進め、若い世代に周知していくことが必要です。

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人がいない保護者が一定程度おり、また、子育て支援センターを利用していない保護者が多くなっています。

子育てで悩んでいることとしては、「子育てや教育にお金がかかること」、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」などが挙げられており、様々な悩みを抱える保護者に対して、解決に繋がる相談体制の充実はもちろん、相談先及び相談窓口の周知を進めていく必要があります。

その他の課題については、以下のとおりです。

■就労を支援・サポートするための課題

未就学児で78.7%、小学生で90.5%の保護者（母親）が就労している状況を鑑みると、今後更に保護者のニーズに応じた教育・保育の供給体制の確保が必要です。

就労等に対応できる、教育・保育施設等の充実を、更に進める必要があると同時に、事業者への子育て支援の取組について、普及させていくことが必要です。

■児童虐待の相談先やヤングケアラーについて

児童虐待については、法律があるということを認知している保護者が7割以上いる一方で、発見した場合の通報先や、相談できる機関を認識している保護者は4～5割程度となっています。このことから、児童虐待に至るのを未然に防ぐことや、児童虐待が発生した時に迅速・的確に対応することができるよう、今後更に相談窓口等を広く周知していくことが課題になります。

ヤングケアラーについての言葉の認知度（意味も含む）は7～8割程度で、言葉だけ知っている保護者も合わせると、9割前後です。

ヤングケアラーが直面する問題は学業やコミュニケーション、心身への影響、未来への不安と言われており、どのような支援を必要とするのか、今後検討していくことが必要です。

【参考】子ども（中学生）の意見

本町では、第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、子どもの意見を聴取するために、中学生を対象としたアンケート調査を実施しました。

聴取した意見は、本町の子ども・子育てに関する施策の検討に活かしていきます。

（１）意見聴取の概要

日時	令和6年10月11日～25日
聴取方法	Googleフォームを活用したWEB方式

（２）意見の内容

「あなたは、家（普段、寝起きをしている場所）以外に、「ここに居たい」と感じる場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と答えた方が58.8%、「ない」が41.2%となっています。

「ここに居たい」と感じる場所はどのような場所か

- ・「祖父母・親戚の家や友人の家」「学校（授業や部活動）」「塾や習い事」
- ・「青少年センター図書室など公共施設」「学校（図書室や保健室）」「オンライン空間（SNS、オンラインゲーム等）」
- ・「公園や自然の中で遊べる場所」「少年団活動、サークル活動」

その居場所でやってみたいことや、もっとこうだったら良いと思うこと

- ・「自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・漫画やゲーム、プログラミング、イベントなど）」
- ・「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」「あまり大人から構わないでほしい」
- ・「通いやすくなってほしい（お金がかからない、長時間利用できる、近所にある）」「話したい時に、自分の話を聞いてほしい」

「ここに居たい」と感じる場所がない理由

- ・「家（普段寝起きをしている場所）や学校（授業や部活、クラブ活動）以外に必要と感じないため」
- ・「住んでいる地域に、そのような場所がないため」
- ・「行きたい場所はあるが、お金がかかるため」
- ・「家が落ち着くから」

「ここに居たい」と感じる場所がないと回答した方

どのような場所であれば行ってみたいか

- ・「一人で過ごしたり何もせずのんびりできる」
- ・「好きなことをして自由に過ごせる」
- ・「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」
- ・「特に行ってみたいと思わない」「野外での体験ができる場所」「いつでも行きたいときに行ける」「ありのままでいられる自分を否定されない」「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」「新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる」「悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる」

厚真町で、いいと思うところ

- ・「自然が多く、空気がきれい」など環境に関する意見
- ・「食べ物（給食）が美味しい」という意見
- ・イベントや行事が楽しいという意見
- ・人が優しい、親しみやすいという意見
- ・清掃活動などで町を綺麗に維持できているという意見

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子どもの視点に立ち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが重要であることが示されています。

一方で、子育てを行う保護者は子育てについての第一義的責任を有するという認識を前提とし、子育てを行う保護者だけではなく、地域全体で子どもと子育て世帯を支援する環境づくりが重要となっています。

こうした認識のもと、少子化や児童虐待、いじめなど子どもを取り巻く環境がより深刻となっている中、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や安定的な子育て支援の提供を行うために、第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもたちが健やかに育ち、子育ての関わりを通して家庭・地域が子どもの成長と喜びを実感できるまち」を基本理念として、各施策を実施してきました。

本計画においても、第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画の基本理念や考え方を踏襲し、今後も複雑化する子どもを取り巻く環境に対応していくために、以下のとおり基本理念を定め、本町に住む全ての子どもが健やかに育つまちを目指していくこととします。

基本理念

子育てを地域全体で支えあい 全ての子どもが健やかに育つまち

2 基本目標

基本目標 1

子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実

基本目標 2

安心して子どもを産み育てられる支援の充実

基本目標 3

地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実

3 施策体系

基本理念	基本目標	主要施策	具体的施策
子育てを地域全体で支えあい 全ての子どもが健やかに育つまち	基本目標 1 子どもを健やかに育てるための 切れ目のない支援の充実	(1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり	① 幼児期の教育・保育の提供体制の整備 ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 ③ 児童の健全育成 ④ 子育て支援ネットワークづくり
		(2) 子どもと母親の健康づくり	① 安心して子育てができる環境づくり ② 妊娠、出産に際する情報提供 ③ 食育の推進 ④ 一人ひとりの特性に配慮した支援
	基本目標 2 安心して子どもを 生み育てられる 支援の充実	(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり	① 仕事と子育ての両立のための基盤整備 ② 子育て家庭への経済的支援
		(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり	① 良好な居住環境の確保 ② 豊かな自然に触れ郷土への愛着と誇りを育む
	基本目標 3 地域全体で子どもと 子育て家庭を支える 体制の充実	(1) 子育てを支援する地域づくり	① つながりと絆を育む世代間交流 ② 自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動 ③ 地域での交流を通じて子育て支援の拡充
		(2) 安全で安心な生活環境づくり	① 交通安全、防犯等子どもを守る活動 ② 社会的支援の必要な児童への取組

第4章 施策の展開

1 子どもを健やかに育てるための切れ目のない支援の充実

子どもが健やかに成長し、主体的に学び遊ぶ環境と妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、安心して子育てができる環境を整備・提供します。

(1) 子どもが健やかに成長できる保育・教育環境づくり

① 幼児期の教育・保育の提供体制の整備

事業	施策の内容	担当G
こども園つみき	定員100名 入所児童 0～5歳	子育て支援G
宮の森こども園 事業者:社会福祉法人 みつわ福祉会	定員75名 入所児童 0～5歳	子育て支援G
一時預かり事業	認定こども園等において未就園の満1歳から5歳児の児童の預かりを実施します	子育て支援G

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

事業	施策の内容	担当G
厚真・厚南子育て支援センター	子育て世帯の交流、育児相談、情報誌の発行など子育て家庭の相談や育児に係る情報の提供を実施します	子育て支援G
利用者支援事業 (基本型)	厚真・厚南子育て支援センターを拠点に子育て家庭等からの日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報収集や提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います	子育て支援G
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	令和6年度から総合ケアセンターゆくり相談窓口を設置 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います 地域のさまざまな施設や機関が連携・協力して、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います	子育て支援G
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業を行います	子育て支援G 健康推進G
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により児童の養育が困難となった場合に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業です	子育て支援G
実費徴収に係る補足給付事業	町が定めた保育料以外に給食費、教材費等の実費負担に係る費用として、施設が独自に徴収する費用を保護者の所得状況に勘案して、その費用を助成する事業です	子育て支援G

③児童の健全育成

事業	施策の内容	担当G
厚真放課後子どもセンター	厚真地区放課後児童クラブに支障のない範囲で子育てサークルなどの活動にも利用できます	社会教育G
厚真・上厚真放課後児童クラブ（学童保育）	共働き家庭を主とし学童保育の希望者を対象に、放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりとして平成8年度から厚真・上厚真2地区で実施しています	社会教育G
放課後子ども教室	平成24年度からすべての児童を対象に、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動など多様な体験活動を実施しています 放課後児童クラブとの一体的活動を視野に、相互に連携強化を目指します	社会教育G

④子育て支援ネットワークづくり

事業	施策の内容	担当G
子育てサークル等の体制づくり	子育てに関わる情報提供など、子育てボランティアの育成や支援団体のネットワーク化を推進します	子育て支援G
子ども会など地域活動の支援	地域の子ども会の活動を支援し、地域全体での子どもの育成の機運を高めます	社会教育G

（２）子どもと母親の健康づくり

①安心して子育てができる環境づくり

事業	施策の内容	担当G
妊婦健康診査事業	妊婦の健康診査を実施し、異常等を早期に発見して適切な治療や保健指導を行います	健康推進G
妊婦訪問指導事業	妊娠期を心身ともに健康に過ごすことができるよう、訪問による日常生活指導を実施し、母体の疾病の予防や早期発見を支援します	健康推進G
妊婦歯科検診事業	妊婦の口腔衛生管理の具体的な方法や栄養の取り方を指導します 妊娠中の口腔内の異常の早期発見のため、歯科健診を実施します	健康推進G
乳幼児相談事業	子育て支援センターなどで保健師による乳幼児の発育・発達の確認、母親の育児不安の相談などを実施します	健康推進G

事業	施策の内容	担当G
1 か月児健康診査 乳児健康診査 1 歳 6 か月児健康診査 3 歳児健康診査 5 歳児健康診査	乳幼児の健康状態や発育・発達を確認して、個々に応じた支援を実施します	健康推進G
乳児家庭全戸訪問事業	出生した全乳児の居宅へ訪問して、発育・発達の確認、母親の育児不安の相談などを実施します	健康推進G
養育支援訪問事業	未熟児等発育・発達に支援が必要な乳幼児に対して、出生時から適切な保健指導を実施します	健康推進G
子育て講座等開催事業	乳幼児期の発達に合わせた子どもとのコミュニケーション方法や育児についての知識の普及と生活習慣の改善を目的に講座を開設します	子育て支援G
ブックスタート事業	乳幼児と親子の触れ合いを醸成するため、生後9～11か月の乳児に絵本をプレゼントします	社会教育G
歯科検診・フッ素塗布事業	むし歯の発生を未然に防ぎ、口腔内の異常の早期発見、早期治療のため歯科健診・フッ素塗布を実施します 正しい歯磨き方法の指導や適切な糖分摂取などの生活習慣の指導を実施します	健康推進G
むし歯のない子の表彰	4 歳児を対象に歯科検診・フッ素塗布事業からむし歯のない子を把握して表彰します	健康推進G
離乳食講習会	離乳食の調理体験や試食などを通して、知識の習得と保護者の交流を図る教室を開催します	健康推進G
不妊治療費等助成事業	不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、不妊治療にかかる費用の支援を行います 保険適用となる不妊治療の自己負担分及び保険適用とならない先進医療にかかる費用の一部を助成します また、不妊治療を行うための交通費の一部を助成します	健康推進 G
産婦健康診査事業	産後うつや虐待予防を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など産後間もない時期の産婦健診にかかる費用を助成し、産後の母子に対する支援を行います	健康推進G
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、助産師等の専門家による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います	健康推進G
産前・産後サポート事業	妊産婦が抱える悩み等について、助産師等の専門家による相談支援を行い、妊産婦の孤立感の解消を図るよう支援を行います	健康推進G
妊婦のための支援給付	妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の負担軽減を図るため、妊婦のための支援給付（各 5 万円）を支給します	子育て支援G

②妊娠、出産に際する情報提供

事業	施策の内容	担当G
母子保健事業の周知	母子保健事業のPRや広報紙掲載、ホームページの活用など 出産・育児に関することの情報提供に努めます	健康推進G 子育て支援G
母親（両親）教室 の開催	妊婦とパートナーを対象に妊娠、出産、育児について夫婦共同 で知識を身につけ子育てできるよう、講義等を希望により開催し ます	健康推進G 子育て支援G

③食育の推進

事業	施策の内容	担当G
親子料理教室	発育期の児童の食習慣と健康づくりに関する意識を高め、子ど もたちの健康増進を支援します	健康推進G
米づくり体験事業	園児と保護者が、田植え、稲刈り、しめ縄づくりなど米づくり体験 を通し、食の大切さを伝える機会を設けます	こども園つみき

④一人ひとりの特性に配慮した支援

事業	施策の内容	担当G
発達支援センターの 運営	厚真町発達支援センターを設置し、発達の遅れや障がいのある 児童について、支援を行います また、関係機関とのネットワークの構築、家族への相談支援や研 修などを行います	子育て支援G
障がい児支援	障がいにより支援の必要な幼児、児童に早期療育による支 援、通所サービス利用の支援や学校への就学、学童保育の利 用について連携するとともに、通院交通費補助による家庭への 経済的支援も行います	子育て支援G
ひとり親家庭支援	ひとり親家庭の不安や心理的サポートなど経済状況や子どもの 状況に応じ、関係部局と連携し支援します	子育て支援G
要支援児童の保育	障がいなどにより支援の必要な児童に対し、こども園入園に際し 状況に応じて必要な対応を講じます	こども園つみき 宮の森こども園

2 安心して子どもを生み育てられる支援の充実

子育て家庭の生活環境、育児と就業の両立、経済的負担の軽減を支援します。

(1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

①仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業	施策の内容	担当G
産休、育休後の保育の充実	産後休暇後、育児休業後の就労等により保育が必要な場合、円滑な施設利用に対応するよう情報提供や相談支援を実施します	子育て支援G
労働者の職業生活と家庭生活の両立 (ワーク・ライフ・バランス)	仕事と生活の調和の実現のため、企業、事業所、民間団体等と連携し、地域の実情に応じたワーク・ライフ・バランスの取組を推進します	経済G
一時預かり事業	乳幼児や児童を、保護者の就労や急病、災害、育児疲れ解消などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所や幼稚園などの施設で預かる事業	子育て支援G

②子育て家庭への経済的支援

事業	施策の内容	担当G
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	各手当について制度に準じ、適正に対応していきます	子育て支援G
乳幼児等医療費助成事業	0歳から小学校就学前の児童の入院・通院、小学生の入院について保険診療の自己負担に相当する額を助成します	町民生活G
子育て支援医療費・保育料・高校生通学費等還元事業	0歳から18歳までの子どもの医療費自己負担額分とこども園の保育料の一部、町外の高等学校等へ通学する通学費等の一部を町内の商店で利用できるポイントとして還元します	子育て支援G
民間賃貸住宅子育て世帯支援事業	町内の民間賃貸住宅（家賃要件あり）に入居し、18歳までの子どもがいる世帯（所得要件あり）に、町内の商店で利用できるポイントを付与します	子育て支援G
保育料の軽減	国の定める徴収基準を軽減し、保育料を設定します	子育て支援G
多子世帯の保育料減額	多子世帯の保育料を国の基準額より減額します	子育て支援G
出産祝金の支給	第3子以上の誕生に際し、10万円を支給します	子育て支援G
君の椅子プロジェクト	子どもの誕生を記念して、北海道産の無垢材で手作りの椅子に生年月日と名前を刻印し、世界にひとつだけの椅子を贈ります	子育て支援G

事業	施策の内容	担当G
もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業	3歳未満の乳幼児と同居している保護者等に、1カ月あたり10枚の20ℓのもやせるごみ指定袋を支給します	町民生活G
厚真町育英資金の貸付	厚真町育英資金選考基準に基づいて選考された貸付者の方に、就学のための資金を無利子で貸し付けします	学校教育G
就学援助制度 (学用品費などの援助)	就学援助制度の対象者の方に、小・中学校の給食費・学用品費等を援助します	学校教育G
補足給付費制度	各教育・保育施設などが使用する道具や行事参加のために保護者から実費徴収を行う場合の実費を補助します	子育て支援G

(2) 子育てしやすい自然環境の保全と良好な住環境づくり

① 良好な居住環境の確保

事業	施策の内容	担当G
子育て世代向け住宅の整備	子育て世代を対象に、住宅料等に配慮した住宅を厚真地区・上厚真地区に計45棟を整備します	都市施設G
公営住宅長寿命化計画に基づく町営住宅の整備	老朽化した公営住宅の新築や改修など良好な町営住宅の整備をしていきます	都市施設G
良好な住宅地の提供	フォーラム・ビレッジ、ゼロカーボンビレッジなどの宅地分譲を進め、移住・定住を推進していきます	政策推進G

② 豊かな自然に触れ、郷土への愛着と誇りを育む

事業	施策の内容	担当G
米づくり体験事業 (再掲)	園児と保護者が、田植え、稲刈り、しめ縄づくりなど米づくり体験を通し、食の大切さを伝える機会を設けます	こども園つみき

3 地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実

地域で子育て世代を支え、子どもの成長を実感し、ともに喜びあえる住民コミュニティを目指します。

(1) 子育てを支援する地域づくり

①つながりと絆を育む世代間交流

事業	施策の内容	担当G
異世代交流	放課後児童クラブとこども園との交流など、異年齢の交流を通じ、人や社会と相互に関係する力や、自立的に行動する力を養います	こども園つみき・宮の森こども園・社会教育G
高齢者との交流	子どもは高齢者から「知恵と経験」を、高齢者は子どもから「元気と生きる力」を吸収し、思いやりや感謝の心など豊かな人間性を身につけます	福祉G
小学校との連携	厚真中央小とこども園つみき、上厚真小と宮の森こども園とが連携し、児童の体験入学、教員と保育士との情報共有等、1校区1こども園の特長を生かしスムーズな就学に備えます	こども園つみき・宮の森こども園・学校教育G
学校開放の実施	地域のスポーツ、文化活動団体等の利用に学校施設（体育館）を開放し、団体の活動を支援します	社会教育G
中高生の職場体験活動	中高生の職場体験活動の場として、こども園や地域の事業所などが協力し、活動を通して社会性を養い、地域との交流を図ります	社会教育G
青少年健全育成事業	健全育成に関する啓発資料の配布 小中学生のメディアコントロールに関する取組を推進します	社会教育G

②自然や文化、歴史などを通じた地域体験活動

事業	施策の内容	担当G
芸術鑑賞会の実施	小中学生を対象に演劇や音楽等鑑賞会を実施し、芸術に触れる機会を設けます	社会教育G
埋蔵文化財の活用	開拓民具などの郷土資料のほか道内・国内において厚真町にしか発見されていない貴重な埋蔵文化財を活用し、厚真や北海道の歴史や文化に触れ、縄文文化や先住民族アイヌの文化を学び、体験できる機会を設けます	社会教育G
放課後子ども教室（再掲）	平成24年度からすべての児童を対象に、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動など多様な体験活動を実施しています 放課後児童クラブとの一体的活動を視野に、相互に連携強化を目指します	社会教育G

③地域での交流を通じて子育て支援の拡充

事業	施策の内容	担当G
子ども会等の地域活動の充実	子ども会や地域のスポーツ・レクリエーションなどの活動を充実するよう、地域、関係団体と協力します	社会教育G
スポーツ少年団の支援	スポーツ少年団の育成支援や指導者・リーダー養成など、スポーツを通じて子どもの健やかな心身の育成を目指します	社会教育G
地域人材の活用	地域学校協働本部「あつまるねっと」を活用し、地域のさまざまな技術を持つ人材が児童・生徒の体験活動に関わる機会の充実に努めます	社会教育G
ふるさと教育	地域人材や団体、産業・職場の協力を得て、様々な地域素材を活用した現地見学や講話、体験学習など探究的学習機会の創出を図ります	社会教育G

(2) 安全で安心な生活環境づくり

①交通安全、防犯等子どもを守る活動

事業	施策の内容	担当G
こぐまクラブ	こども園の保護者による交通安全活動を実施します	こども園つみき
交通安全教室	こども園、小・中学校での交通安全教室を実施します	町民生活G
防犯活動事業	地域や自治会での防犯パトロールなど地域の防犯意識を高めます	町民生活G
公園管理事業	緑豊かで安全、快適に利用できる公園の管理を行います	都市施設G

②社会的支援の必要な児童への取組

事業	施策の内容	担当G
主任児童委員、民生委員との連携	児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生委員と教員、保育士等との連携を深めます	福祉G
児童虐待防止連絡事業	厚真町要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用し児童相談所や保健所と連携して虐待等の早期発見、早期対応に努めます	子育て支援G

第5章 量の見込みと提供体制の確保方策

1 提供区域の設定

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、厚真町にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

本町における教育・保育の提供区域については、小・中学校区が2つであることや認定こども園の利用域などから勘案して、町内全域を2区域として設定します。教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

（1）教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	2区域 （厚真・厚南地区）	教育・保育の区域設定については、小・中学校区が2つであること等から町内全域を2区域とします。施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則となりますが、区域外の施設・事業の利用も可能とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（1～2歳）		
3号認定（0歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業の名称	提供区域	考え方
利用者支援事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
時間外保育事業 (延長保育・休日保育)	厚真町全域	厚真町内全域とします
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ	2 区域 (厚真・厚南地区)	厚真町が推進する小中一貫制度の主旨に沿い、厚真地区・厚南地区の小中学校区 2 区域とします
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ	厚真町全域	厚真町内全域とします
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	厚真町全域	厚真町内全域とします
養育支援訪問事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
地域子育て支援拠点事業	厚真町全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします
一時預かり事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
病児・病後児保育事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター	厚真町全域	厚真町内全域とします
妊婦健康診査事業	厚真町全域	厚真町内全域とします (実施医療機関は北海道内全域)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
多様な主体の参入事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
産後ケア事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
子育て世帯訪問支援事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
児童育成支援拠点事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
親子関係形成支援事業	厚真町全域	厚真町内全域とします
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	厚真町全域	厚真町内全域とします

2 子どもの数の推計

令和11年までの子ども数の推計結果は次の通りです。全体で、減少傾向と推計されます。

令和2～6年（各4月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去3区間の経年変化（トレンド）で推計をし、計算しています。

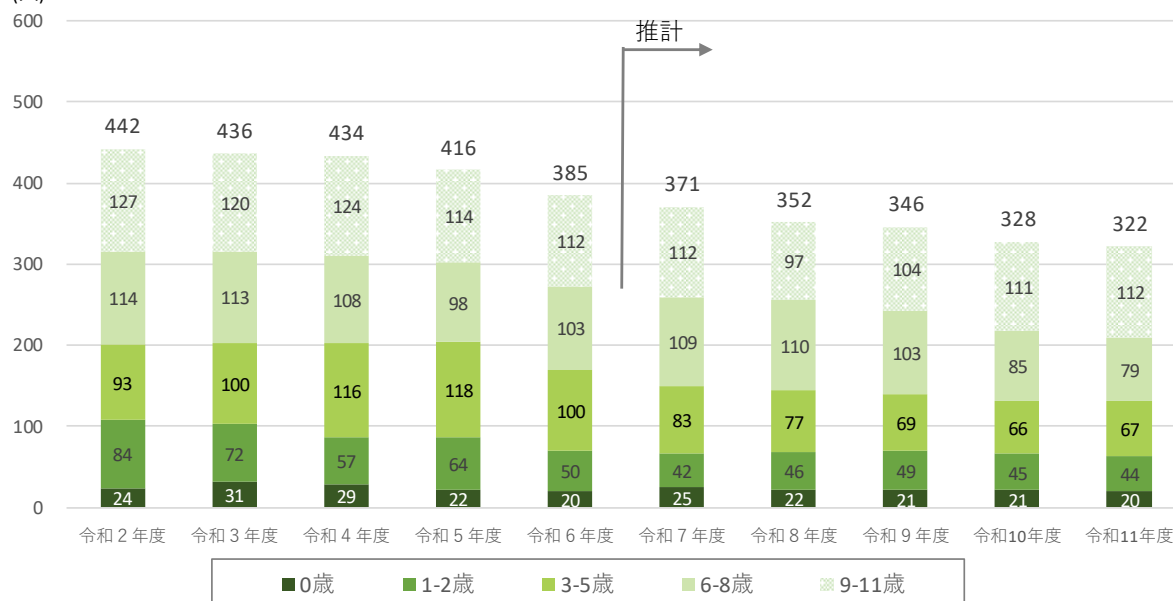
(人)

	実績（各年4月1日現在）					推計（各年4月1日現在）					伸び率 (R6-R11)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳	24	31	29	22	20	25	22	21	21	20	0.0%
1歳	48	24	30	33	21	20	25	22	21	21	0.0%
2歳	36	48	27	31	29	22	21	27	24	23	-20.7%
3歳	27	40	49	28	28	28	21	20	25	22	-21.5%
4歳	35	24	41	50	27	28	28	21	20	25	-7.5%
5歳	31	36	26	40	45	27	28	28	21	20	-55.6%
6歳	41	32	37	28	37	46	28	29	29	22	-40.6%
7歳	39	41	30	38	26	36	45	27	28	28	7.6%
8歳	34	40	41	32	40	27	37	47	28	29	-27.5%
9歳	52	34	40	42	31	40	27	38	47	28	-9.7%
10歳	33	53	34	39	42	31	40	27	38	47	11.9%
11歳	42	33	50	33	39	41	30	39	26	37	-5.2%

(人)

	実績（各年4月1日現在）					推計（各年4月1日現在）					伸び率 (R6-R11)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳	24	31	29	22	20	25	22	21	21	20	0.0%
1-2歳	84	72	57	64	50	42	46	49	45	44	-12.0%
3-5歳	93	100	116	118	100	83	77	69	66	67	-33.0%
小計	201	203	202	204	170	150	145	139	132	131	-23.0%
6-8歳	114	113	108	98	103	109	110	103	85	79	-23.3%
9-11歳	127	120	124	114	112	112	97	104	111	112	0.0%
合計	442	436	434	416	385	371	352	346	328	322	-16.4%

(人)



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケートにより把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

■認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）します。その上で施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし （教育標準時間認定）	主に幼稚園、 認定こども園（幼稚園部）に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園（保育園部）に該当
3号認定	0歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当
3号認定	1歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当
3号認定	2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園（保育園部）、 地域型保育に該当

(2) 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

厚真町では認定こども園で、すべての年齢と認定区分において、引き続き実施します。

なお、量の見込み及び確保方策については、今後乖離が生じることのないように、中間評価時に見直しを行います。

■厚真町全域

(人)

項 目	令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	6	72	6	14	21	6	71	6	16	20
確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項 目	令和9年度					令和10年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	6	63	5	14	18	6	60	5	14	18
確保方策	10	105	12	24	24	10	105	12	24	24
項 目	令和11年度									
	1号認定	2号認定	3号認定							
			0歳	1歳	2歳					
量の見込み	6	61	5	14	18					
確保方策	10	105	12	24	24					

■厚真地区

(人)

項 目	令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	36	3	4	8	3	31	3	8	8
確保方策	5	65	6	12	12	5	65	6	12	12
項 目	令和9年度					令和10年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	28	2	6	8	3	27	2	6	8
確保方策	5	65	6	12	12	5	65	6	12	12
項 目	令和11年度									
	1号認定	2号認定	3号認定							
			0歳	1歳	2歳					
量の見込み	3	27	2	6	8					
確保方策	5	65	6	12	12					

■厚南地区

(人)

項 目	令和7年度					令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	36	3	10	13	3	40	3	8	12
確保方策	5	40	6	12	12	5	40	6	12	12
項 目	令和9年度					令和10年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み	3	35	3	8	10	3	33	3	8	10
確保方策	5	40	6	12	12	5	40	6	12	12
項 目	令和11年度									
	1号認定	2号認定	3号認定							
			0歳	1歳	2歳					
量の見込み	3	34	3	8	10					
確保方策	5	40	6	12	12					

■教育・保育利用率の目標値設定について

(%)

教育・保育利用率	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3～5歳児）	7.2	7.8	8.7	9.1	9.0
2号認定（3～5歳児）	86.7	92.2	91.3	90.9	91.0
3号認定（2歳）	24.0	27.3	23.8	23.8	25.0
3号認定（1歳）	70.0	64.0	63.6	66.7	66.7
3号認定（0歳）	95.5	95.2	66.7	75.0	78.3

※国の基本指針では、量の見込み割合である「教育・保育利用率」の目標値を設定することとされています。教育・保育利用率の目標値は、「量の見込み÷各年度推計人口（該当年齢）×100＝目標値（小数点第一まで）」により算出した数値とします。（傾向がわかりやすいよう整数で表示しています。）

4 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、現行の教育・保育給付に加え、保育所などに通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とした、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟な利用が可能な「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が新たに創設され、令和8年度から給付化（令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業として位置付け）されます。

市町村は、教育・保育給付と同様に、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、本町においても次のとおり設定することとします。

また「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」では、一時預かり事業との違いや課題を整理し、令和8年度からの本格実施に向けて、令和7年度に試行的事業実施や体制構築に向けて、検討します。

（人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国の手引き等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

（１）利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での教育・保育や一時預かり、その他の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、子育てに関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。厚真町では平成30年から子育て世代包括支援センターを開設し、ワン・ストップ窓口として子育てに関するあらゆる相談に対応しています。

（基本型）

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

（こども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

（妊婦等包括相談支援事業型）

妊娠時から妊産婦に寄添い、出産・育児等の見通しを持たせるための面談や継続的な情報発信を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図る事業です。

[対象年齢]地域のすべての妊産婦・子育て家庭

■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型						
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型						
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型						
量の見込み	回/年	75	66	63	63	60
確保方策	回/年	75	66	63	63	60

■確保方策

令和8年度末までにこども家庭センターを設置し、統括支援員を中心に保健師、心理士、社会福祉士等が連携して、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である厚真・厚南子育て支援センター（基本型、地域子育て支援拠点施設）や各関係機関と連携し、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等（妊婦等包括相談支援含）を実施します。

（２）時間外保育事業（延長保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

[対象年齢] 0～5歳

■量の見込み・確保方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ人	79	76	73	69	69
確保方策	延べ人	79	76	73	69	69

■今後の方向性

令和 6 年度から午後 7 時までの延長保育を実施しており、保護者の仕事の都合等でお迎えの時間が、間に合わない保護者等を支援します。また、休日保育は実施しておりませんが、ニーズ状況や実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間留守等になる家庭の児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

[実施校区]小学校区

[対象年齢]小学生

■量の見込み・確保方策

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
町全体	1 年生	人	35	21	22	22	17
	2 年生		27	34	20	21	21
	3 年生		21	28	36	21	22
	4 年生		30	21	29	36	21
	5 年生		24	31	21	29	36
	6 年生		31	23	30	20	28
	合計		168	158	158	149	145
確保方策		人	250	250	250	250	250
①厚真地区	1 年生	人	19	11	12	12	9
	2 年生		15	18	11	11	11
	3 年生		11	15	19	11	12
	4 年生		16	11	16	19	11
	5 年生		13	16	11	16	19
	6 年生		17	12	16	11	15
	合計		91	85	85	80	78
確保方策（人）		人	150	150	150	150	150
②厚南地区	1 年生	人	16	10	10	10	8
	2 年生		12	16	9	10	10
	3 年生		10	13	17	10	10
	4 年生		14	10	13	17	10
	5 年生		11	14	9	13	17
	6 年生		14	11	14	9	13
	合計		77	72	72	69	67
確保方策（人）		人	100	100	100	100	100

■今後の方向性

今後も、安全、安心な放課後の居場所として、保護者の仕事と子育ての両立を支援するほか、利用児童が主体的に取り組める放課後児童クラブ運営を目指します。また、支援員不足等によるサービス低下や待機児童の発生等を防ぐとともに、利用者のニーズに即した運営体制を図るため、公設民営型の事業運営への切り替えの検討も視野に入れ、事業を継続していきます。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、または、乳児院において子どもを一定期間、一時的に預かる事業です。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、または、休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 保護者の疾病、その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった家庭

■量の見込み・確保方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日	84	91	87	83	82
確保方策	人日	84	91	87	83	82

■今後の方向性

令和 6 年度から開始しており、仕事や様々な理由で、保護者以外の親類等に養育がお願いできない保護者を支援します。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものです。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 生後 4 か月まで

■量の見込み・確保方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ人	20	18	17	17	19
確保方策	延べ人	すべての対象者に事業を実施します。				

■今後の方向性

現状に引き続き実施します。

（６）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

厚真町では、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめ、各種健診や関係機関との情報交換等により対象児童を把握し、現状に引き続き養育支援訪問を実施します。また必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催し、関係機関と情報の共有をします。さらに、適切な支援が行えるよう児童相談所等と連携し実施できる体制を構築していきます。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

■量の見込み・確保方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ人	4	4	4	4	4
確保方策	延べ人	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。				

■今後の方向性

地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、児童虐待の未然防止を図るとともに、関係機関と連携して児童虐待が疑われる家庭に対して、迅速に対応します。

また、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭を支援する「子育て世帯訪問支援事業」などの家庭支援事業の実施に向けて検討します。

（注）児童福祉法第六条の三の規定より

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童、または、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

（７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、保護者が楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。乳幼児及びその保護者が身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。

厚真町では現状に引き続き、厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センターにて実施します。

【対象年齢】 地域のすべての妊産婦・子育て家庭

■量の見込み・確保方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ人	1,772	1,713	1,642	1,559	1,547
確保方策	延べ人	支援が必要なケース全てに事業を実施します。				
確保方策	か所	2	2	2	2	2

■今後の方向性

親子交流や相談の場としてだけではなく、一時預かり保育事業や訪問支援を行い子育て世帯に寄り添った支援を行います。

（８）一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、こども園等に預けることができる事業です。

【実施場所】 こども園つみき、宮の森こども園 厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター

【対象年齢】 満 1 歳～ 5 歳

■量の見込み・確保方策

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延べ人	56	54	52	49	49
確保方策	延べ人	56	54	52	49	49

■今後の方向性

認定こども園では利用定員の範囲内で、子育て支援センターは、定員（１人/日）の範囲内で、支援が必要なご家庭に対して、一時預かり事業を実施します。

（９）病児保育事業（病後児保育）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業（病後児保育）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

厚真町では現状実施していません。

【対象年齢】 0～5歳

■今後の方向性

ニーズ調査を踏まえ、看護師等の配置、医療機関との連携などの課題を整理し、実施について検討します。

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、（就学後児童を含む））

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

厚真町では現状実施していません。

【対象年齢】 0歳～就学児

■今後の方向性

ニーズ調査を踏まえ、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

（11）妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。安心・安全な出産の確保を図るため、妊婦の健康診査を実施し異常の早期発見、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な新生児出生の支援を実施する事業です。

厚真町では、現状に引き続き実施します。里帰り出産など、北海道外での健診については、別途申請により公費負担しています。

■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	31	28	26	26	25
確保方策	【実施場所】 北海道内各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【実施項目】 一般健康診査 14 回分、超音波検査 11 回分を公費負担で実施。北海道外での健診については、別途申請にて受付					

■今後の方向性

引き続き、医療機関と連携しながら妊婦健康診査の助成を行い、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。妊娠届出時には健康診査の必要性について指導していくとともに、健診をきっかけに母子の心身の状態及び養育状況・養育環境等の課題を把握し、関係機関・医療機関とも連携しながら必要な支援につなげます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。国の制度に則り、低所得世帯への実施を図ります。

■今後の方向性

厚真町では、現状に引き続き、国の基準より対象を拡大して実施します。

(13) 多様な主体が参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進と、その他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または、運営を促進するための事業です。希望する事業者に合わせて、実施を図ります。

厚真町では現状実施していません

■今後の方向性

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。事業が必要な場合には、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

(14) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、助産師等の専門家による心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う事業です。

厚真町では現在、委託助産所の助産師による「訪問型」ケアを、産後1年に5回を上限として必要とする全ての母子に対して実施しています。

[対象]産後12か月頃までの産後ケアを必要とする者

■量の見込み・確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	2	1	1	1	1
確保方策	人日	2	1	1	1	1

■今後の方向性

近隣市町村で実施している「通所型」や「宿泊型」についてニーズ調査等を行い、実施（委託）について検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え虐待リスクを未然に防ぐ事業です。

厚真町では現状実施していません。

■今後の方向性

ニーズ調査や関係機関からの支援対象となる児童の情報把握に努め、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。

厚真町では現状実施していません。

■今後の方向性

ニーズ調査や関係機関からの支援対象となる児童の情報把握に努め、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

厚真町では現状実施していません。

■今後の方向性

実施対象となる世帯が少ないため、グループとしての実施が少ないことが見込まれるため、近隣市町と合同の開催など、実施体制も含めて総合的に判断しながら検討します。

6 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

現在、厚真町にある教育・保育施設は、すべて認定こども園となっています。教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることから、厚真町では子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援をしていきます。また、事業者が新規に参入する場合の受け入れ体制づくりを図っていきます。

7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外にも幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のため、以下の取組を進めていきます。

- ① 幼・保・小の職員合同研修や連携等、資質向上に向けた取組の充実
- ② 職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
- ③ 教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ④ 幼児教育アドバイザー等による質の向上に向けた支援の検討

8 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の受け入れ体制を確保するなど、以下の取組の充実を図ります。

- ① 受け入れ体制の整備
- ② 低年齢児保育の充実
- ③ 情報提供、相談・支援の充実

第6章 計画の推進体制

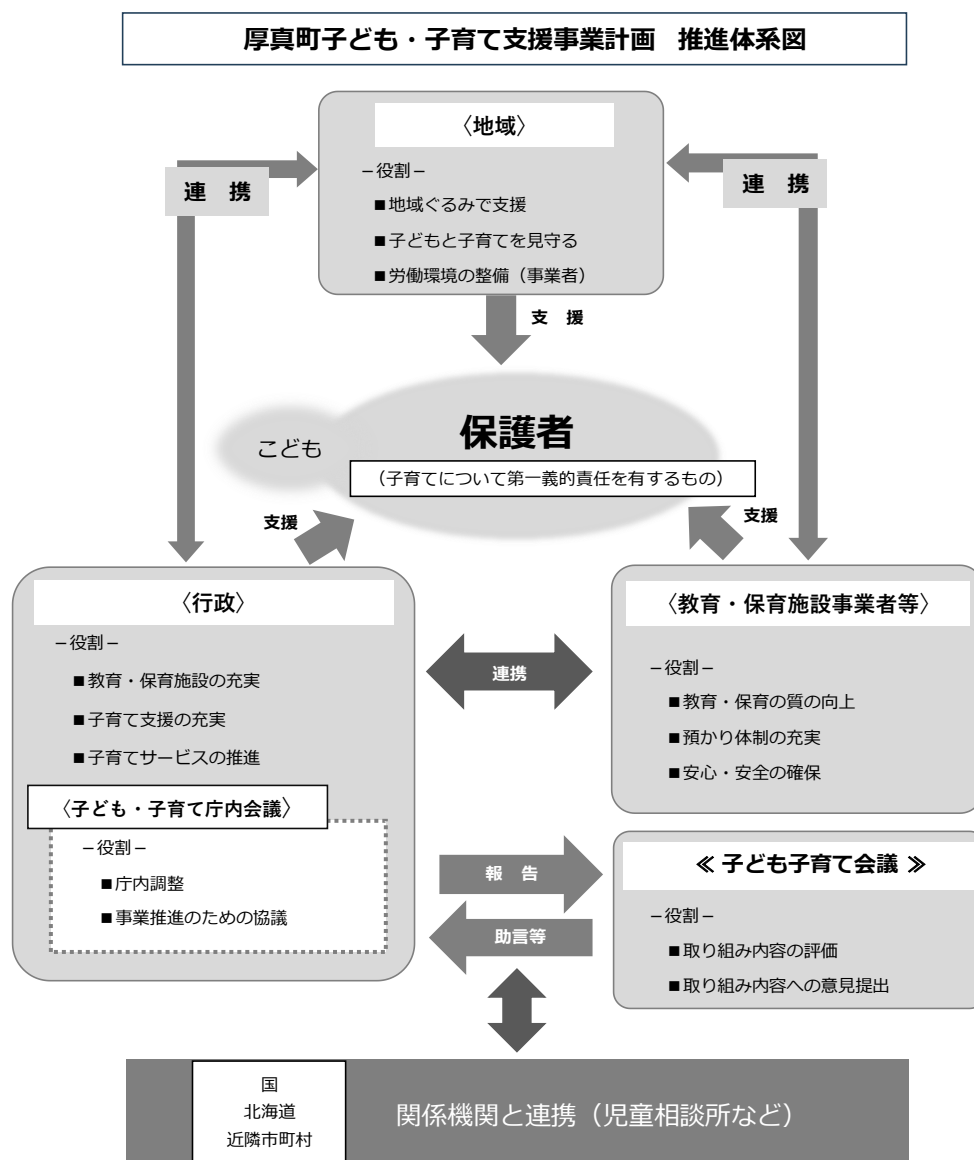
1 関係機関等との連携及び役割

本計画の推進においては、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体でこどもと子育て世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが重要です。

厚真町内の関係機関と連携し、切れ目なく横断的な施策に取り組むとともに、子どもや子育て家庭、認定こども園・保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、子ども・子育て支援の推進について、国や北海道、近隣市町村と緊密な連携を図ります。



（１）行政の役割

行政は、子育て支援の重要な役割を担うものであるため、子ども及びその保護者が必要とするサービスを円滑に利用でき、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めるとともに、この計画に基づく事項を総合的かつ計画的に推進します。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任があることを認識し、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、保護者が協力して子育てを進めることが重要です。

（３）地域・各種団体の役割

子どもは地域の中で社会性を身につけて成長していくことから、家庭環境、障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子ども及び保護者が、積極的に地域の活動に参加し、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域で活動している多くの団体が、行政や町民と連携しながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

（４）企業・職場の役割

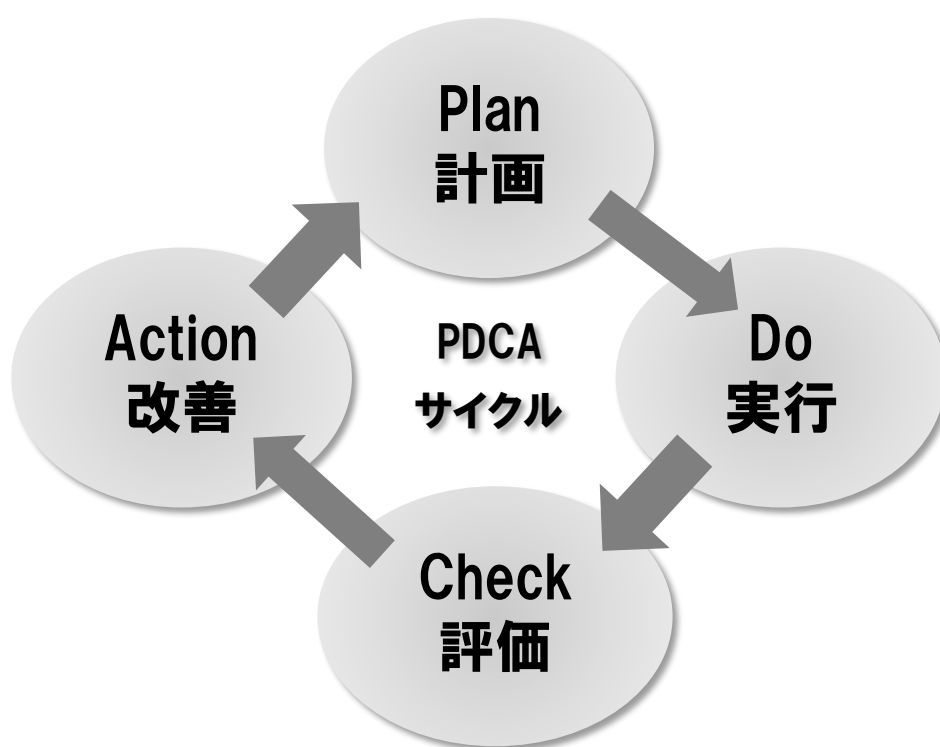
働いているすべての人が、仕事と私生活のバランスを取りながら多彩な働き方を選択できるよう、職場の柔軟な理解や雰囲気作りなど、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを生かしながら地域活動に参画するよう促します。

2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、利用者の視点にたった評価、改善を実施し、計画がより有効に達成できるよう実行してまいります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検、評価します。

○町のホームページ、広報紙等を活用し、本計画について理解、促進を図ります。

資料編

資料 1 用語解説

用 語	内 容
子ども・子育て関連 3 法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5 年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する（法第 61 条）
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう 本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める市町村長の付属機関）
認定こども園	幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する（認定こども園法第 2 条） 幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 つの型がある
子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第 7 条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう（法第 7 条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第 11 条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（法第 27 条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第 7 条）
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第 11 条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう（法第 29、43 条）

用 語	内 容
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下で保育を行う事業（法第7条）
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第19条） 【参考】認定区分 ・1号認定子ども：満3歳以上の教育 認定を受けた 就学前子ども（保育の必要性なし） ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号 認定子ども、2号 認定子ども、3号 認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第59条）
量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること
保育	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう 基本的に、乳幼児（つまり乳児及び 幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している
乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び名 乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学校就学までの子どものことをいう
幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一種

用 語	内 容
保育所	0（産後 57 日目）～6 歳までの児童を対象とした 児童福祉施設 ※労働基準法による産前・産後休業産前 6 週間・産後 8 週間＝56 日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合 性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている
放課後児童クラブ	主に働き家庭等の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るための施設及び事業をいう
放課後子ども教室	子どもたちの居場所を確保するとともに、勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業

第 3 期
厚真町子ども・子育て支援事業計画

発行年月： 令和 7 年 3 月
発 行： 厚真町
編 集： 厚真町 住民課
住 所： 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地
電 話： 0 1 4 5 - 2 6 - 7 8 7 2